茅ヶ崎市・寒川町
広域連携施策推進計画書

平成２６年３月

目　次

１　はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
２　１市１町の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
３　１市１町のつながり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
４　計画書策定の目的・目指す姿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
５　計画書の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
６　計画書の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
７　計画書の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
８　各事務事業の概要
　１　住民サービスの向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　２　事務の効率化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　３　市町相互の組織強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
９　推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

資料編

資料１　広域連携に関する「協定書」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
（平成元年 12 月６日締結）
資料２　広域連携について（制度及び活用状況） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
（平成 23 年度版　神奈川県作成）
資料３　地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（抜粋） ・・・・・・・ 41
（平成 24 年７月１日現在　総務省自治行政局市町村体制整備課調べ）
資料４　大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申（抜粋） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
（平成 25 年６月 25 日　第 30 次地方制度調査会答申）
資料５　用語の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

１　はじめに

社会を取り巻く環境は複雑化・高度化しており、基礎自治体である市町村が行う事務の内容も同様に変化しています。特に行政区域を越えた行政需要は、単独の市町村では解決しがたい問題となっています。また、現下の日本経済は国の成長戦略により回復傾向にあるものの、高度経済成長時代のような右肩上がりの成長は期待できません。さらには、少子高齢化社会が進展することが見込まれるなど自治体には身の丈にあった財政運営が求められています。

このような状況の中、平成 22 年６月に閣議決定された地域主権戦略大綱では、「住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体にゆだねることを基本」としたうえで、「住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける」との考えのもと、３次にわたる一括法の施行によって基礎自治体である市町村への権限移譲や条例制定権の拡大等権能の強化が図られ、地方分権改革の動きはさらに加速しています。

地域の実情にあった自主的・自立的な行財政運営が行える環境整備も進みつつある中で、限られた行財政基盤の中で住民ニーズにしっかりと対応しつつ事務の効率化を図っていくためには、単独の自治体で行うのではなく、複数の自治体で広域連携を推進していく必要があります。

茅ヶ崎市と寒川町（以下「１市１町」）は、住民の通勤や通学、経済活動、住民活動等が同一の圏域としてまとまっているため地域的な結びつきが強く、これまでも官民問わず様々な広域連携・交流が行われてきました。このような状況を踏まえ、１市１町は平成元年 12 月６日に締結された広域連携に関する「協定書」に基づき、広域連携の取組を実施してまいりました。

この取組のさらなる推進のため、平成 25 年８月に「茅ヶ崎市・寒川町の広域連携に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」）」を策定し、今後はこの基本的な考え方に基づき、本推進計画書に位置付けた事業を実施することを通じて、１市１町の広域連携による住民の福祉の向上を実現してまいります。

寒川町長 木村俊雄　茅ヶ崎市長 服部信明

２　１市１町の概要

茅ヶ崎市は、神奈川県の中南部、東経 139 度 24 分、北緯 35 度 19 分に位置し東京から西に 50km 圏内にあります。面積は 35.76km^2、東西 6.94km、南北 7.60km で、周囲は 30.46km に及んでいます。気候も四季を通じて温暖という環境から、明治から昭和初期にかけては湘南の別荘地、保養地といわれてきました。こうした自然に恵まれた住みよい条件のなかで、昭和 22 年 10 月、神奈川県内で 8 番目の市として市制を施行し、昭和 30 年 4 月には旧小出村との分村合併により現在の市域となりました。その後、東京、横浜への交通の利便性や恵まれた自然環境を背景に急激な都市化が進み、平成元年 12 月に県内で 7 番目の 20 万都市に発展しました。

寒川町は、東経 139 度 23 分 4 秒、北緯 35 度 22 分 23 秒に位置しており、首都圏から 50km 圏内にあります。神奈川県の中央部を流れる相模川の河口から上流約 6km の左岸に位置し、湘南地域の一角を占めています。町域の面積は、13.42km^{2}で、東西 2.9km、南北 5.5km と南北に長く、標高は約 5～27m で、おおむね平坦な地形で、東部は相模野台地の南西部に位置し、そのほかは相模川、小出川及び目久尻川によって形成された沖積低地となっています。台地部分は宅地と畑が大部分を占め、山林はわずかしかありません。沖積低地は、水田の割合が多いものの、昭和 30 年代以降の埋め立てにより宅地化された地域もかなりあります。

浄見寺山門と桜

寒川神社流鏑馬

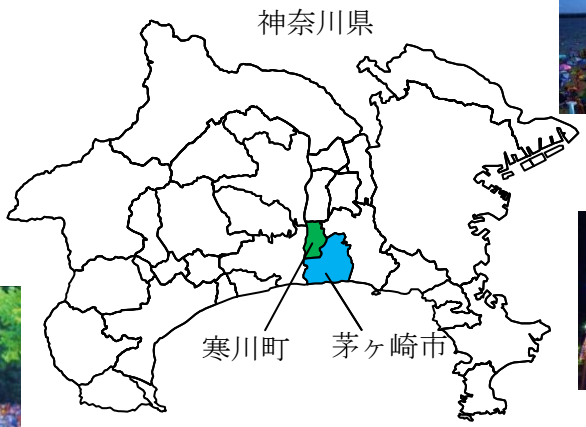

サザンビーチ

寒川町駅前イルミネーション

３　１市１町のつながり

１市１町は、歴史的にみても近代以前から盛んに交流が行われていました。

江戸時代初期、現在の茅ヶ崎市及び寒川町の地域は共に高座郡に属しておりました。当時の高座郡は、現在の相模湾沿岸から東京都八王子市との都県境あたりまでと広く、相模川と境川の間の相模野台地の大部分を占めており、100 以上の村が属していました。そのうち、茅ヶ崎市域には 23 ヵ村、寒川町域には 11 ヵ村ありました。

大岡越前守忠相（通称：大岡越前）として全国的にも有名な大岡忠相を輩出した大岡家は当時、堤村(現茅ヶ崎市堤)を中心にその周辺を領地としており、大岡忠相の領地は下大曲村(現寒川町大曲)にありました。後に数々の功績が認められ大名となり、５ヵ国に分かれる領地を再編することになった際も、下大曲村は先祖が徳川家康からもらった土地であることを理由に手放すことはありませんでした。なお、忠相の墓は、２代目当主が初代である大岡忠勝を弔うために建設した浄見寺（茅ヶ崎市堤）にあります。

浄見寺山門と桜

浜降祭の様子

また、起源については諸説がありますが、江戸時代後期には、「神奈川県の無形民俗文化財」や「かながわのまつり 50 選」にも選出されている浜降祭が行われていたと言われています。現在は１市１町からおよそ 40 社もの神社が参加しています。最古の記録である明治 11 年の参加記録では寒川神社(寒川町宮山)と鶴嶺八幡社(茅ヶ崎市浜之郷)の２社となっています。なお、明治４年の太政官布告により村社となった鶴嶺八幡社は、明治６年から 10 年までの間、国幣中社となった寒川神社の摂社となっていました。

その他、相模国大山(現伊勢原市)にある大山阿夫利神社への参詣者が通った道である大山街道(大山道)が、藤沢市四ツ谷で東海道(現国道１号)から分かれ、茅ヶ崎市を東西に横切り寒川町の一之宮を通っていることや、東海道の茅ヶ崎市今宿から寒川町田端などを通り八王子へと続く八王子道が茅ヶ崎辺りでは通称「さかな道」と呼ばれており、魚を売る行商人で賑わっていたとの記録も残っていることから、古くから住民同士が盛んに交流していたものと思われます。

明治時代に入ると、村々の制度が何度となく改変され、明治 22 年に市制町村

制が施行され、茅ヶ崎市域には茅ヶ崎・松林・鶴嶺・小出の４ヵ村が、寒川町域では 11 の村が合併して寒川村がそれぞれ発足しました。その後、茅ヶ崎市域では小出村を除く３ヵ村の合併が行われ、明治 41 年に茅ヶ崎町が成立しました。

大正 10 年には、相模川流域一帯の利便と相模川の砂利の採取・運搬を目的に相模線の茅ヶ崎～寒川間が開通し、大正 15 年には寒川駅～倉見駅まで延伸されたことにより住民の往来が容易になりました。

下寺尾遺跡群

また、近年になって、縄文時代から奈良・平安時代にかけてのものとみられる下寺尾遺跡群が発見されました。この遺跡群は茅ヶ崎市内に４ヵ所、寒川町内に２ヵ所の合計６ヵ所からなる遺跡群です。なかでも、相模国高座郡の中心となる郡役所（高座郡衙（たかくらぐんが））や大きなお寺である七堂伽藍（しちどうがらん）など、全国的にも重要な遺跡が発見されたことにより、この地が、当時の住民にとって中心的な場所であったことが窺（うかが）えます。

こうした歴史に代表されるように１市１町では古くから密接な結びつきがあり、その結果として現在でも、住民の通勤や通学、経済活動、住民活動等が同一の圏域としてまとまっていることから地域的な結びつきが強く、次頁一覧のとおり様々な項目について多くの共通事項があります。

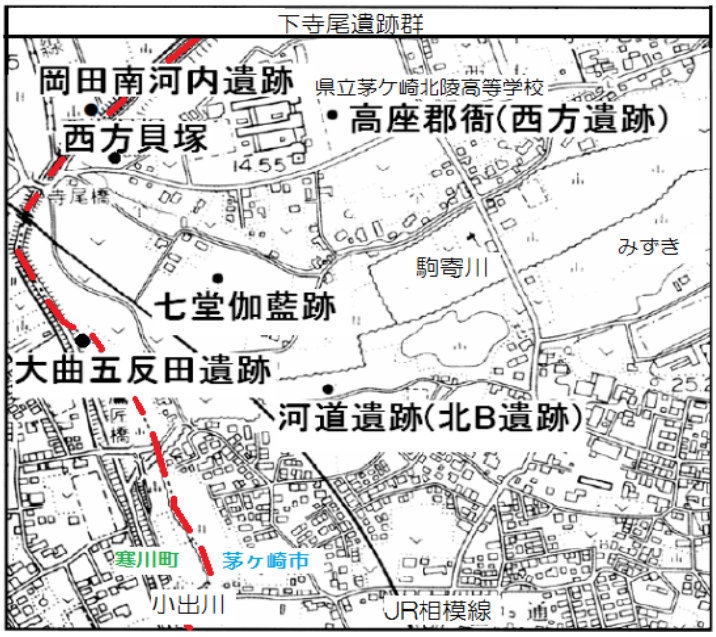

下寺尾遺跡群　分布図

下寺尾遺跡群は、茅ヶ崎市に４ヵ所（高座郡衙（西方遺跡）・西方貝塚・七堂伽藍跡・河道遺跡（北 B 遺跡））、寒川町に２ヵ所（岡田南河内遺跡・大曲五反田遺跡）の計６ヵ所からなる遺跡群です。

◆１市１町の共通事項（主なもの）

分 類	項　目	団体等の名称・概要
行政関係	都市計画区域	湘南圏域内の茅ヶ崎区域
	警察署の管轄	神奈川県茅ヶ崎警察署
	保健所の所管区域	神奈川県茅ケ崎保健福祉事務所
	交通安全協会の活動範囲	茅ヶ崎地区交通安全協会
	神奈川県営水道の営業所	神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所
各種団体の区域	医師会の区域	一般社団法人茅ヶ崎医師会
	歯科医師会の区域	一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会
	薬剤師会の区域	一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会
	獣医師会の区域	公益社団法人神奈川県獣医師会茅ヶ崎寒川支部
	神奈川土建一般労働組合の支部	一般社団法人神奈川土建一般労働組合茅ヶ崎支部
	神奈川県建築事務所協会の支部	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会茅ヶ崎支部
	神奈川県理容生活同業組合の支部	神奈川県理容生活衛生同業組合茅ヶ崎支部
	神奈川県管工事業協同組合の支部	神奈川県管工事業協同組合茅ヶ崎支部
	食品衛生活動の区域	茅ヶ崎地区食品衛生協会
	中学校体育連盟の地区	茅ヶ崎地区中学校体育連盟
歴史・文化	浜降祭	「神奈川県無形文化財」や「かながわのまつり 50 選」に選出されている神事。
	下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡他）	全国的にも貴重な遺跡群と言われている七堂伽藍跡をはじめとする６つの遺跡群。
	寒川神社・鶴嶺八幡社	明治６年から10年まで鶴嶺八幡宮は寒川神社の摂社となっていた。
	大山街道（大山道）	茅ヶ崎市を東西に横切り寒川の一之宮を通り伊勢原市の大山に至る参詣道。
	八王子道（魚道）	明治から昭和の戦前にかけて「さかな道」と呼ばれ、魚の行商人で賑わっていた。
	相模線開通	大正 10 年に茅ヶ崎～寒川間が開通。大正15年には寒川駅～倉見駅まで開通。
	大岡越前守忠相（通称：大岡越前守）	江戸時代の名奉行大岡越前守として全国的にも有名な人物。

４　計画書策定の目的・目指す姿

地方分権推進の流れの中で、平成 11 年からの全国的な合併推進の取組の結果、平成 11 年 3 月 31 日現在 3,232 あった市町村数が、平成 25 年 1 月 1 日には 1,719 になり、その後の権限移譲の取組も含めて、各市町村の行財政運営の基盤強化が図られました。今後は現在の市町村の枠組みを基本としながら、さらなる基盤強化に向けて地域の実情に応じて個別の事務事業ごとにスケールメリットを活かした広域的な連携を図ることが求められています。その際には、地域の枠組みや個別の事務・事業の目的、連携による効果等を勘案しながら広域連携のパートナーを決めていくこととなります。

１市１町は、地域の結びつきから医療分野や教育分野、経済分野等の枠組みや、都市計画区域や警察の管轄という行政の枠組みに見られるように活動単位が同一であるという点が挙げられます。このことは、様々な分野で１市１町の広域連携の取組の可能性が十分あることを示しています。こうした１市１町の地域的な結びつきの強さを活かした広域連携の取組を通じて、厳しい財政状況の中でも自立可能な行財政運営の実現を図り、住民の福祉の向上を目指します。

地方分権に係る国・県・１市１町の主な動向

国の動向

H9.7　市町村合併と広域行政の推進
・市町村合併の推進
・広域行政等の推進

H10.5　地方分権推進計画
・市町村合併等の推進

H11.8　市町村合併の推進についての指針
・市町村合併の推進に当たっての基本的考え方

H13. 3「市町村合併の推進についての要綱」を踏まえた今後の取組（指針）
・多様化・高度化する広域的行政課題への対応

H15.11 今後の地方自治制度のあり方に関する答申
・市町村合併に関連する多様な方策

H20.5　地方分権改革推進委員会第一次勧告
・広域自治体と基礎自治体の役割分担
・基礎自治体への権限移譲の推進

H25.6.25　第30次地方制度調査会答申
・集約とネットワーク化
・新たな広域連携制度の必要性

H25.7.17　基礎自治体による行政サービス提供体制に関する研究会
・新たな「連携協約（仮称）」の制度化に向けた取組

神奈川県の動向

H8.6「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」設置
・権限移譲に関する協議

H19.7「地域主権実現のための基本方針」策定
・市町村の行政機能・財政基盤の充実・強化に向けた取組への支援

H23.5「市町村の広域連携の推進に向けた基本的な考え方」策定
・市町村の広域連携の取組を積極的に支援
・選択と集中の考えのもと、広域連携に対する取組へ重点的に財政支援

H24.10「地域主権実現のための指針」策定
・市町村の広域連携の取組を支援

１市１町の広域連携の動向

H元.12.6 広域連携に関する「協定書」締結

H5.4.1　し尿処理に関する事務委託
・茅ヶ崎市が寒川町にし尿処理に関する事務の管理等を委託

H6.4.1　火葬に関する事務委託
・寒川町が茅ヶ崎市に火葬に関する事務の管理及び執行を委託

H14.10.1 可燃ごみ処理に関する事務委託
・寒川町が茅ヶ崎市に可燃ごみに関する事務の管理等を委託

H17.8.23　消費生活相談窓口相互利用等
・消費生活相談は相互利用
多重債務相談は、茅ヶ崎市が開設する窓口に寒川町住民も利用可能とした

H24.11.1「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」設置
・１市１町の広域連携を推進するための常設の会議を設置

H25.4.1　消防指令業務の共同運用の取組
・平成27年度中の運用開始を目標に消防指令業務を共同運用

H25.8　「茅ヶ崎市・寒川町の広域連携に関する基本的な考え方」策定

この目指す姿を実現するため、「住民サービスの向上」、「事務の効率化」及び「市町相互の組織強化」の３つの目的を柱に据えて、各目的にかなう具体的な広域連携施策に取り組んでいきます。

住民サービスの向上	・住民の参加機会の拡大 ・住民の費用負担の軽減　等
事務の効率化	・事務手続きの簡素化・短縮化 ・経費の削減　等
市町相互の組織強化	・広域的課題への迅速な対応 ・多様な住民ニーズへの対応　等

◆３つの柱及び期待される効果

１市１町の住民が得られる直接的なメリットとしては、イベントや講座等の相互利用が進めば、参加機会の拡大につながり１市１町の団体や個人の様々な活動の輪が広がります。また、共同実施によるスケールメリットを活かした参加者の費用負担軽減が挙げられます。さらには、１市１町の各業界団体と行政とが円滑に連携することによって様々な事業展開が期待できます。

一方、行政内部においては、事務や事業の共同実施によって事務の効率化や経費節減が進めば財源の捻出も期待でき、こうした財源を住民サービスの向上を目指した他の施策に充てることも可能となってきます。

また、それぞれの市町の枠では収まらない広域的な課題への対応、多様化・高度化する住民ニーズへの対応のためには、市町職員の人材の育成や市役所・町役場の組織の見直しを含めた組織強化が必要です。こうした組織強化の取組は、住民が抱えるニーズに対して一番身近なそれぞれの市町が応えられることにつながります。

これら３つの柱の取組は相互に関連しており、一体的に実施することによって相乗的な効果を生み出します。

５　計画書の位置づけ

１市１町の広域的事務事業について、連携して取組み、住民の福祉向上に資することを理念とした「協定書（平成元年 12 月６日締結）」の下にこの協定書の理念を達成するための「基本的な考え方」があり、本推進計画書はその実現に向けた具体的な取組テーマを位置付けます。

基本的な考え方の示す方向性は、国や県が示す地方分権の取組や広域連携に関する方針等との整合を図っていきます。

また、本推進計画書で位置付けた各取組については、事業実施に際し、各個別計画等との整合を図りながら取り組んでいきます。

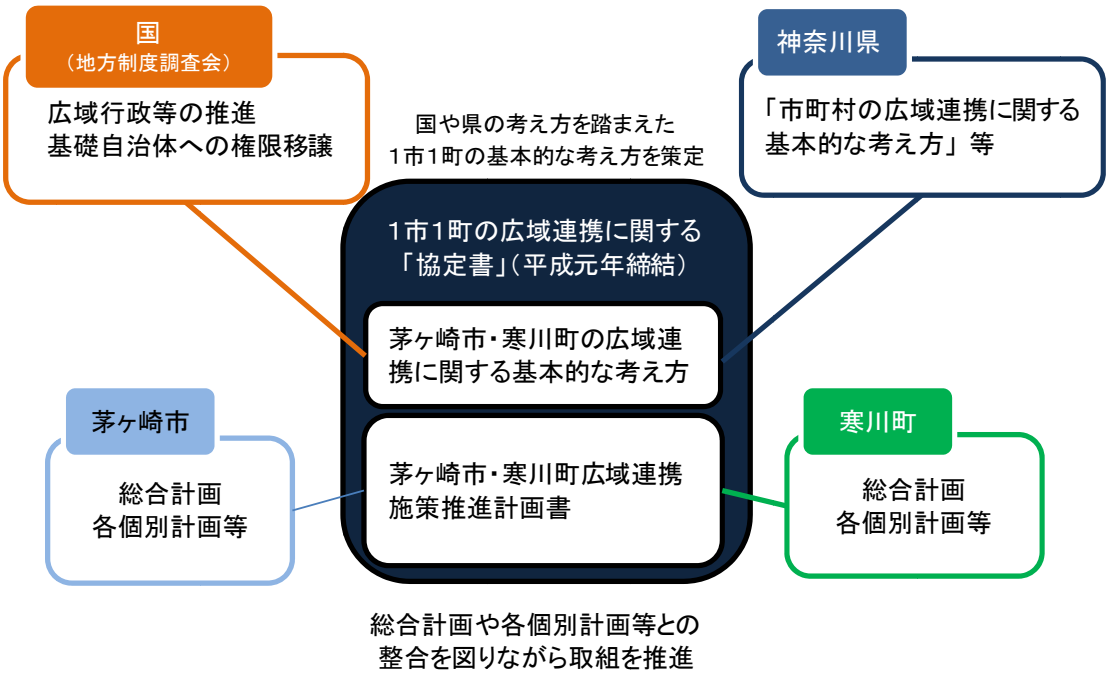

６　計画書の期間

本推進計画書は、「基本的な考え方」に基づき広域連携の取組を実施するものであり、短期的取組（平成 26 年度～平成 27 年度から実施）及び中長期的取組（平成 28 年度～平成 30 年度から実施）に分けた計画とします。

計画期間中における各取組の検証については、平成 28 年度に短期的取組の検証を実施し、その結果を現計画に反映します。また、平成 30 年度には、短期的取組及び中長期的取組に関して検証を行い、計画期間後（平成 31 年度以降）の新たな計画策定の作業を行います。

本推進計画期間中に職員提案や事務事業評価（業務棚卸評価）等により新たに取組テーマが設定された際には、適宜、本推進計画書に反映させていきます。

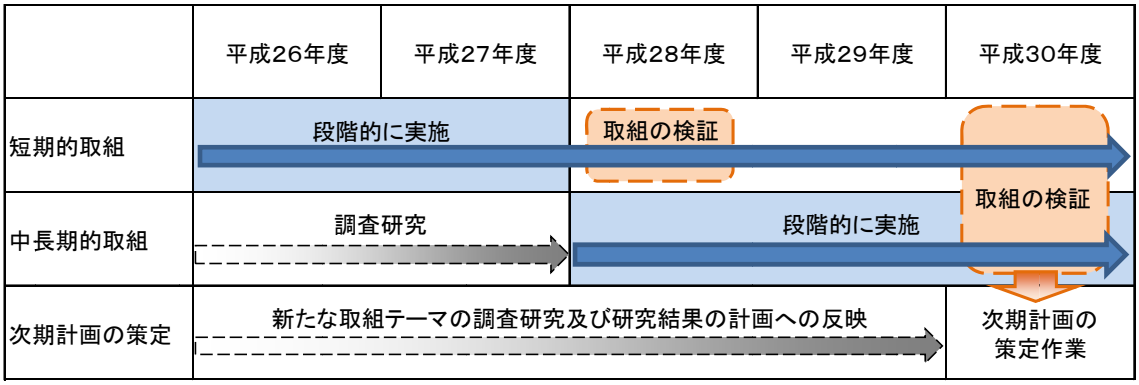

7　計画書の体系

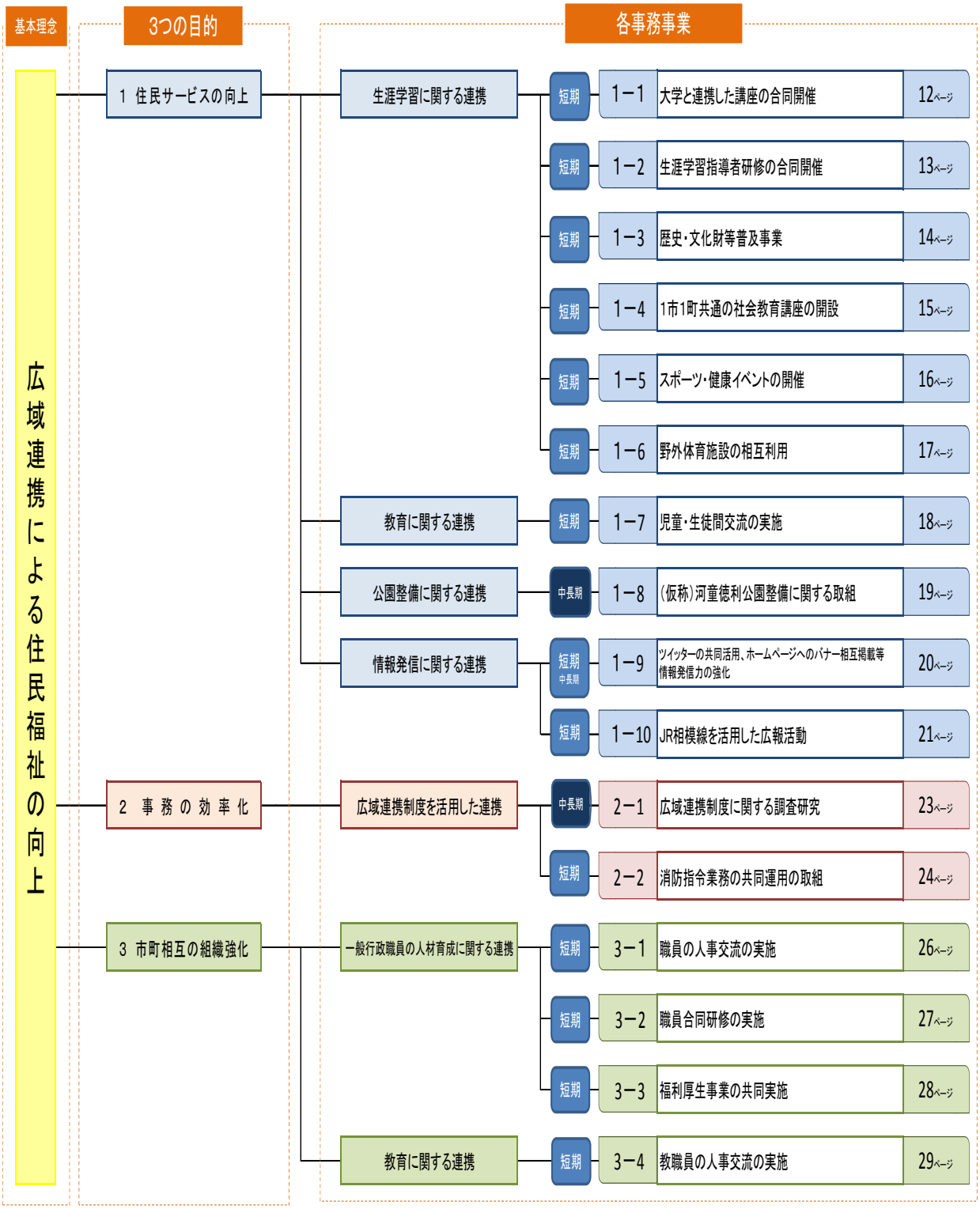
基本理念
広域連携による住民福祉の向上
3つの目的
1 住民サービスの向上
2 事務の効率化
3 市町相互の組織強化
各事務事業
生涯学習に関する連携
教育に関する連携
公園整備に関する連携
情報発信に関する連携
広域連携制度を活用した連携
一般行政職員の人材育成に関する連携
教育に関する連携
短期 1−1 大学と連携した講座の合同開催 12ページ
短期 1−2 生涯学習指導者研修の合同開催 13ページ
短期 1−3 歴史・文化財等普及事業 14ページ
短期 1−4 1市1町共通の社会教育講座の開設 15ページ
短期 1−5 スポーツ・健康イベントの開催 16ページ
短期 1−6 野外体育施設の相互利用 17ページ
短期 1−7 児童・生徒間交流の実施 18ページ
中長期 1−8 (仮称)河童徳利公園整備に関する取組 19ページ
短期 中長期 1−9 ツイッターの共同活用、ホームページへのバナー相互掲載等情報発信力の強化 20ページ
短期 1−10 JR相模線を活用した広報活動 21ページ
中長期 2−1 広域連携制度に関する調査研究 23ページ
短期 2−2 消防指令業務の共同運用の取組 24ページ
短期 3−1 職員の人事交流の実施 26ページ
短期 3−2 職員合同研修の実施 27ページ
短期 3−3 福利厚生事業の共同実施 28ページ
短期 3−4 教職員の人事交流の実施 29ページ

８　各事務事業の概要

１　住民サービスの向上

１市１町の生涯学習活動の活性化を目指し、大学と連携した講座や市町共通の学習課題に対する講座等の共同開設、地域の歴史や文化等の普及啓発に向けた取組、さらには指導者としての人材発掘や育成等を共同して取り組んでいきます。また、スポーツイベントなどについては、健康増進と地域交流を目的として、参加対象者の拡大や周知方法の徹底、野外体育施設の相互利用等に向けた検討を行います。

教育分野では、これまで行われている児童・生徒の交流の充実に向けた取組の調査研究を行います。

また、「かながわの昔話 50 選」に選ばれている民話「河童徳利」にゆかりのある場所を公園として整備する事業について、整備予定地が１市１町境をまたぐことから、連携しながら市民・町民に親しまれる民話公園として整備していきます。

こうした様々な事業について、ツイッターや公式ＨＰでの共同発信等、連携して市民・町民の皆様へ効果的に情報発信をしていきます。

住民サービスの向上 生涯学習に関する連携	1-1 大学と連携した講座の合同開催	
担当課 【茅ヶ崎市】 文化生涯学習部文化生涯学習課 【寒川町】 町民部協働文化推進課	概　要	文教大学公開講座、文教大学共催講座及び立正大学デリバリーカレッジ（茅ヶ崎市）と文教大学出張講座（寒川町）などの講座を基として、１市１町住民が参加しやすい形での大学と連携した講座を合同で開催します。 合同事業に先立ち、試験的に各市町既存講座を連携事業として実施します。なお、合同事業は市町共催とし、１市１町の住民が参加できる形での開催とします。また、連携事業については各市町の主催としますが、１市１町の住民が参加できる形で開催します。 費用については、合同事業は公益財団法人神奈川県市町村振興協会の市町村広域行政助成事業助成金の活用も視野に入れた実施を検討し、連携事業は各市町が負担します。
	目的・効果	住民の多様で高度な学習ニーズに応えるため、茅ヶ崎市、寒川町、大学との連携による公開講座と出張講座を開催し、生涯学習の充実と住民の学習機会の拡大を図ります。

スケジュール

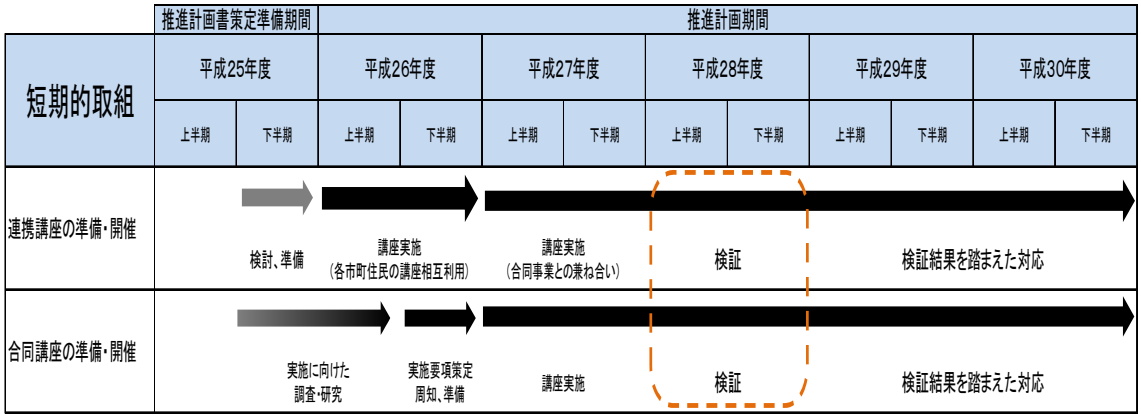

住民サービスの向上 生涯学習に関する連携	1-2 生涯学習指導者研修の合同開催	
担当課 【茅ヶ崎市】 文化生涯学習部文化生涯学習課 【寒川町】 町民部協働文化推進課	概　要	生涯学習の人材登録制度登録者、生涯学習推進委員、生涯学習活動に意欲のある方を対象とし、講師としてのスキルアップを目的とした合同研修を開催します。さらに１市１町の生涯学習活動の充実と日ごろから抱える課題解決を狙い、参加者同士の情報交換の機会を設け、指導者や講師間のネットワークづくりを図ります。 合同事業実施までは試験的に各市町で行う生涯学習指導者研修事業を連携事業とし、それぞれの市町の主催とします。対象者は１市１町の住民まで広げます。なお、合同事業は公益財団法人神奈川県市町村振興協会の市町村広域行政助成事業助成金の活用も視野に入れ検討し、連携事業は各市町が負担します。
	目的・効果	１市１町の生涯学習活動の活性化をめざし、生涯学習人材登録制度登録者、公民館生涯学習推進委員、また生涯学習活動に意欲のある方に研修の機会を提供し、１市１町の指導者間の情報交換を図りながら、地域での生涯学習活動の充実を図ります。さらに、本研修を通じ地域人材の発掘を図ってまいります。

スケジュール

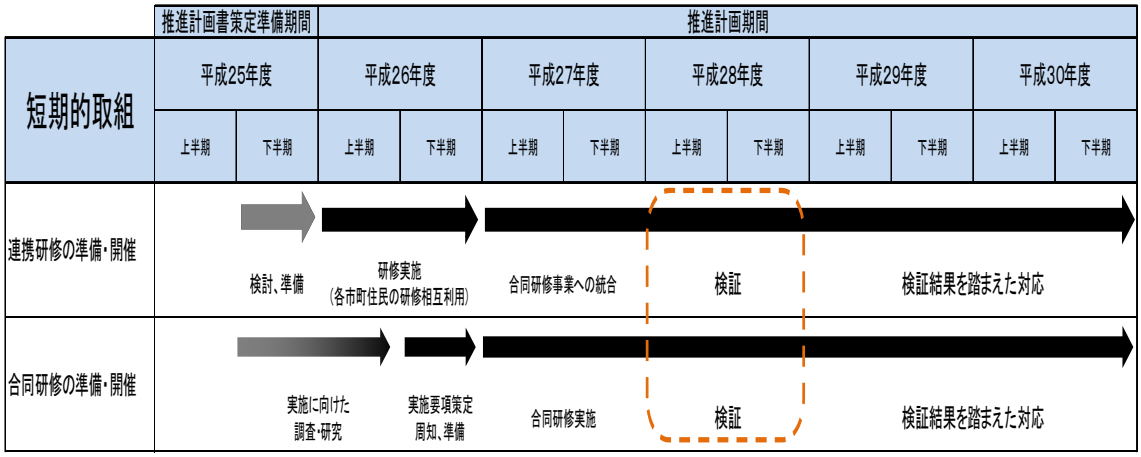

住民サービスの向上 生涯学習に関する連携	1-3 歴史・文化財等普及事業	
担当課 【茅ヶ崎市】 教育推進部社会教育課 【寒川町】 教育委員会教育総務課 寒川文書館	概　要	文化財保護や歴史資料保存の啓発の取組として、１市１町の共通のテーマの抽出及び研究を行い、講演会、資料展、講座等を計画的に共同開催します。（想定される共通テーマ：浜降祭、下寺尾官衙遺跡群、大山街道、小出川、各遺跡など） なお、事業は、１市１町による共催とし、費用負担は均等割とします。 将来的には書籍等を発行することを見据え、実行委員会形式での運営についても検討します。
	目的・効果	１市１町に関わる行事、祭事、遺跡、郷土の歴史等の認識を深め、自分の住む地域のすばらしさを再確認するとともに、歴史的なつながりの相互の理解の醸成を図ります。

スケジュール

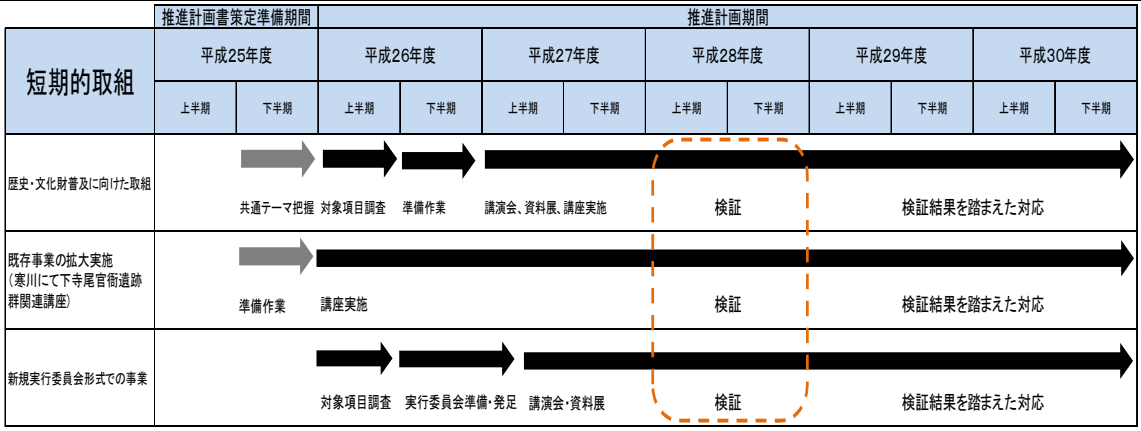

住民サービスの向上 生涯学習に関する連携	1-4　１市１町共通の社会教育講座の開設	
担当課 【茅ヶ崎市】 教育推進部社会教育課 【寒川町】 教育委員会教育総務課 寒川町立公民館	概　要	１市１町共通の地域課題や社会的課題、住民ニーズなどの学習課題を調査研究し、目標を明確にしたうえで課題解決へ繋がる講座の企画を行います。 １市１町の共通課題は、行政が調査研究した中で学習課題を抽出します。そこに１市１町の住民が参画し、課題解決に向けた学習活動を通じて地域での実践を目指していきます。 開催場所は、市町の公共施設を想定しており、開催に係る費用ついては、公益財団法人神奈川県市町村振興協会の市町村広域行政助成事業助成金の活用も視野に入れ検討します。
	目的・効果	社会を取り巻く環境が複雑化・高度化する現在、住民サービスを向上させたり、地域課題を解決したりするためには、単独で行うよりも複数の自治体と連携した方がより効率的・効果的な場合があります。茅ヶ崎市と寒川町の共通の学習課題について、双方の住民が参加し課題の解決についてお互いに学び合える場を提供します。

スケジュール

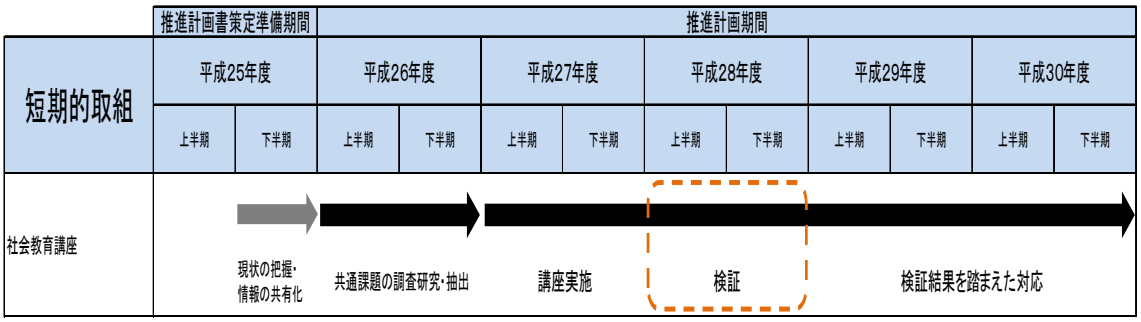

住民サービスの向上 生涯学習に関する連携	1-5 スポーツ・健康イベントの開催	
担当課 【茅ヶ崎市】 文化生涯学習部スポーツ健康課 【寒川町】 健康こども部健康・スポーツ課	概　要	１市１町の住民を対象としたイベントは【参考】に掲載した事業に代表されるとおり、これまでも数多く開催しておりますが、住民のさらなる参加機会の充実を図るため、新たに次のイベント等の参加対象者を茅ヶ崎市・寒川町在住・在勤・在学まで拡大し開催します。イベントの告知は、両市町の広報紙、ホームページなどの媒体を活用することによって、１市１町の住民の参加を呼びかけ交流を促進します。事業の対象者を拡大させていく中で、参加者のニーズを把握し、共同開催を含めた新事業の展開について検討していきます。 ◆イベント等 ○さむかわスポーツデイ　○茅ヶ崎市新体力テスト ○市民健康マラソン　○市民インディアカフェスティバル ○ユニホック in ちがさき　○スポーツ少年団スポーツ交歓会 ○口腔衛生講演会・糖尿病講演会、ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ及び高血圧講演会 【参考】 すでに１市１町の住民を対象としている事業 ・茅ヶ崎市総合体育大会中学生の部（市内・町内中学校部活動） ・寒川町観桜駅伝競走大会 ・山本昌杯少年野球大会（市内・町内少年野球チーム） ・高南一周駅伝競走大会（市内・町内住民及び過去に居住していた者） ・茅ヶ崎ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ（一部種目を除き対象制限なし）
	目的・効果	１市１町が主催するスポーツ・健康イベントにおいて、１市１町住民の健康増進と地域交流を目的として参加対象を拡大させることでスポーツをする機会や健康について学習する機会が増えます。

スケジュール

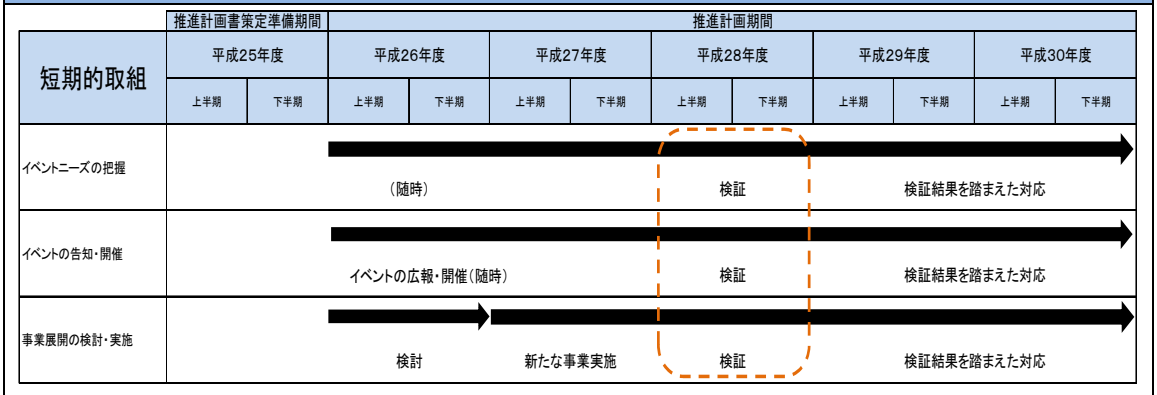

住民サービスの向上 生涯学習に関する連携	1-6 野外体育施設の相互利用	
担当課 【茅ヶ崎市】 文化生涯学習部スポーツ健康課 【寒川町】 健康子ども部健康・スポーツ課	概　要	１市１町の住民が、相互の野外体育施設を利用できる環境を整えます。実施にあたっては、システム改修やコストに配慮した事務手続き手法の検討、土日利用の取り扱いと既存の施設利用者との調整に配慮しながら検討を進めます。
	目的・効果	１市１町の野外体育施設を１市１町住民が相互に利用できる環境を整えることで、１市１町住民のスポーツ活動の推進を図ります。

スケジュール

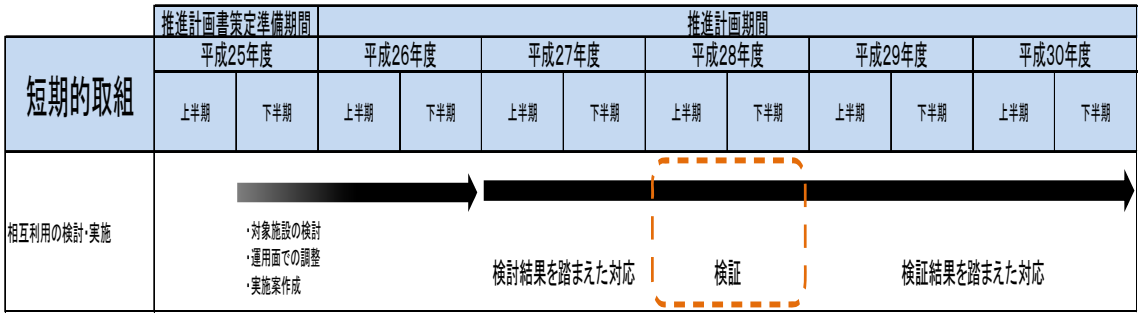

住民サービスの向上 教育に関する連携	1-7 児童・生徒間交流の実施	
担当課 【茅ヶ崎市】 教育推進部学校教育指導課 【寒川町】 教育委員会学校教育課	概　要	現在１市１町で実施している小中学校における児童・生徒の交流に関する取組状況を確認するとともに、更なる連携の可能性について各小中学校と連携を図りつつ調査研究を行います。調査研究結果を基に取組の方向性について検討を行います。
	目的・効果	児童・生徒の経験を広めることにより社会性や豊かな人間性を育むことを目的として、学校等における児童・生徒の交流に関する取組の推進を図ります。

スケジュール

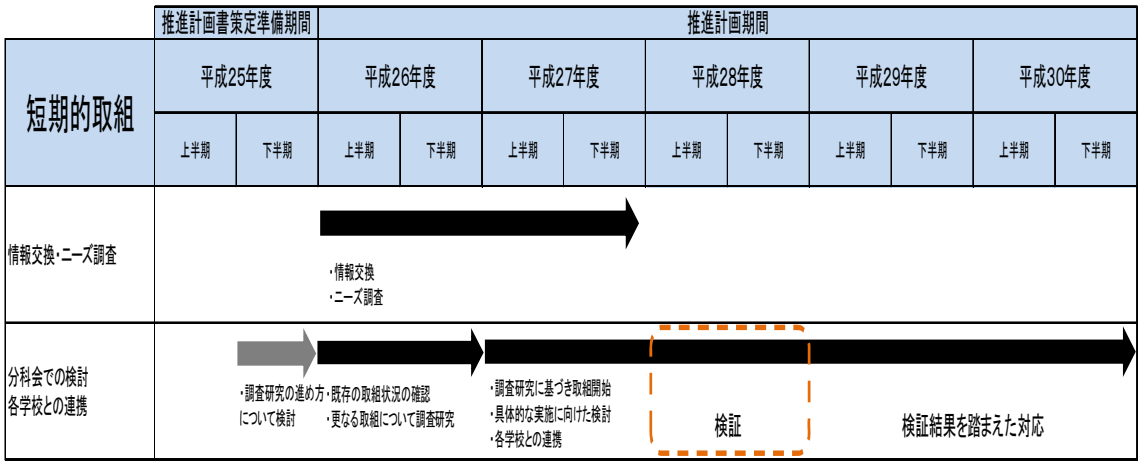

住民サービスの向上 公園整備に関する連携	1-8（仮称）河童徳利公園整備に関する取組	
担当課 【茅ヶ崎市】 企画部広域事業政策課 都市部景観みどり課 建設部公園緑地課 【寒川町】 都市建設部都市計画課	概　要	「かながわの昔話 50 選」にも選ばれた「民話河童徳利」を茅ヶ崎市民だけでなく、寒川町民も含め広く後世に語り継ぐことのできる公園を整備します。茅ヶ崎市域と寒川町域を跨る、小出川大曲橋下流左岸に民話河童徳利にちなんだ１市１町の住民が相互利用できる公園を整備します。また、民話河童徳利等について茅ヶ崎市民だけでなく、寒川町民等を含め広く後世に語り継がれるように管理運営方法等について調査研究します。 整備にあたっては、行政境をまたぐ公園整備であることから、民有地部分の整備方法や費用負担、法令手続きなど、様々な課題について検討を進めます。
	目的・効果	茅ヶ崎市域と寒川町域をまたがる公園整備により、１市１町の住民が相互利用できる憩いの場の設置と賑わいを創出します。整備後は寒川神社や鶴嶺八幡社、大山街道等との観光資源を活用した事業展開も期待できます。

スケジュール

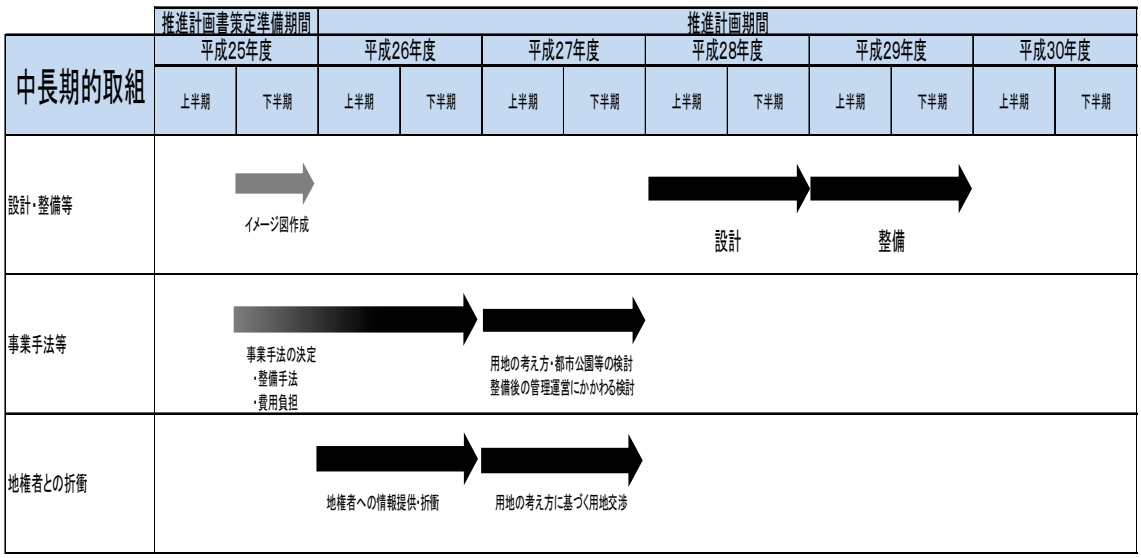

住民サービスの向上 情報発信に関する連携	1-9 ﾂｲｯﾀｰの共同活用、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞへのﾊﾞﾅｰ相互掲載等情報発信力の強化	
担当課 【茅ヶ崎市】 企画部秘書広報課 【寒川町】 企画政策部企画政策課	概　要	１市１町に関するイベントや観光、災害情報などについてツイッターを活用し情報発信します。ツイッターの活用にあたっては、運営上の技術的課題や、フォロアー数の増加に向けた取組について検討を進めます。 また、市町それぞれの公式ホームページのトップページに双方の市・町のバナーを作成し、１市１町に関するイベント情報等の掲載ページへリンクさせます。 さらには、１市１町住民への情報発信の取組の強化の一環として、報道機関と常に連携できる体制を確立させます。例えば、報道機関の情報収集・発信の拠点となる「メディアセンター」等の設置の検討を進め、効率的かつ効果的な情報発信の仕組みづくりを構築します。
	目的・効果	ツイッターを活用（１市１町共通アカウント）した情報発信や各市町のホームページにおける相互バナー掲載等により、地域的な結びつきが強い１市１町の住民の情報の取得しやすい環境の整備、さらに１市１町の住民の利便性の向上を図ります。 また、報道機関を通じた行政情報の発信はインパクトが強く、速報性や経済性に優れています。そのためより多くの１市１町住民への情報発信を図ることを主目的に、連携による効果的な情報発信のあり方や「メディアセンター」等の位置づけ、機能や運用内容などの検討を行います。

スケジュール

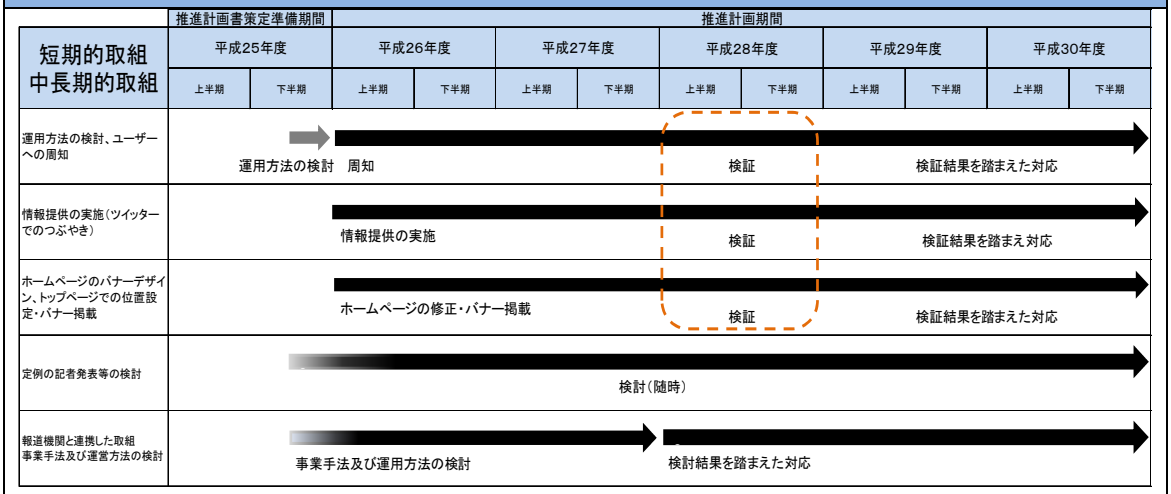

住民サービスの向上 情報発信に関する連携	1-10 JR 相模線を活用した広報活動	
担当課 【茅ヶ崎市】 企画部秘書広報課 【寒川町】 企画政策部企画政策課	概　要	１市１町で行う不特定多数を対象としたイベントや、観光情報を相模線の駅や車両を活用して情報発信を行います。 情報発信方法については、広報紙の配架の拡大やポスターの掲示等を視野に入れ、管轄の JR 東日本との協議を進めながら検討します。
	目的・効果	１市１町のそれぞれの住民だけでなく、鉄道利用者に向けた情報発信（広報活動）を行うことによりイベント参加者、観光者を増やします。

スケジュール

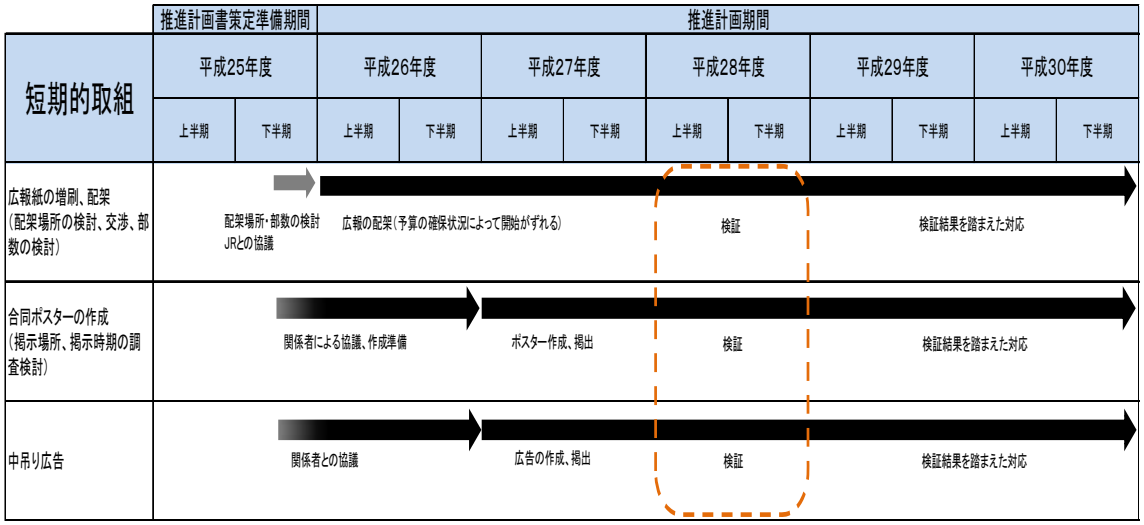

２　事務の効率化

平成 23 年の地方自治法の改正により、これまで委員会や委員、附属機関等に限られていた共同設置の範囲が、委員会の事務局や部、課などの行政機関についても共同設置が可能となりました。現在、機関の共同設置の全国的な活用事例としては、介護保険法に基づく介護認定審査会、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）に基づく市町村審査会、公平委員会が挙げられます。

地方分権に関する政府の諮問機関である第 30 次地方制度調査会では、基礎自治体の広域連携に関し「市町村間の広域連携を一層促していくためには、現行の地方自治法に定める事務の共同処理の方式のほか、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきである。」との答申が出されていることから、こうした状況を踏まえて機関の共同設置等の広域連携制度について調査研究の取組を進めていきます。

事務の効率化 広域連携制度を活用した連携	2-1 広域連携制度に関する調査研究	
担当課 【茅ヶ崎市】 企画部企画経営課 企画部広域事業政策課 【寒川町】 企画政策部企画政策課	概　要	第30次地方制度調査会答申を踏まえ、総務省では新たな広域連携に関する制度設計を行っているところであり、こうした国の動向を注視しながら１市１町で広域連携制度に関する総合的な調査研究を行います。必要に応じて広域連携に関する学識経験者を招いた勉強会の開催や先進都市への視察を行います。広域連携実施に係る費用負担については、対象となる事務の内容や手法により１市１町で協議し決定します。広域連携をテーマとした勉強会や国内行政視察を行う際には、県の出前講座や公益財団法人神奈川県市町村振興協会の「国内先進地域調査研究助成金」を活用します。 ○研究対象となる機関等の例 介護認定審査会、監査事務局、消防本部、収納部門、消費生活センター、公平委員会　など
	目的・効果	１市１町それぞれで行っていた事務のうち、地方自治法に基づく機関等の共同設置等の手法を活用しながら効率化を図ります。なお、機関等の共同設置の効果は２点挙げられます。１点目は、専門的・独立性が求められる業務においては、共同設置によって専門性や独立性が担保できる点。２点目は、裁量の余地が少ない共通業務においては、共同設置によって事務の効率化が期待できる点です。

スケジュール

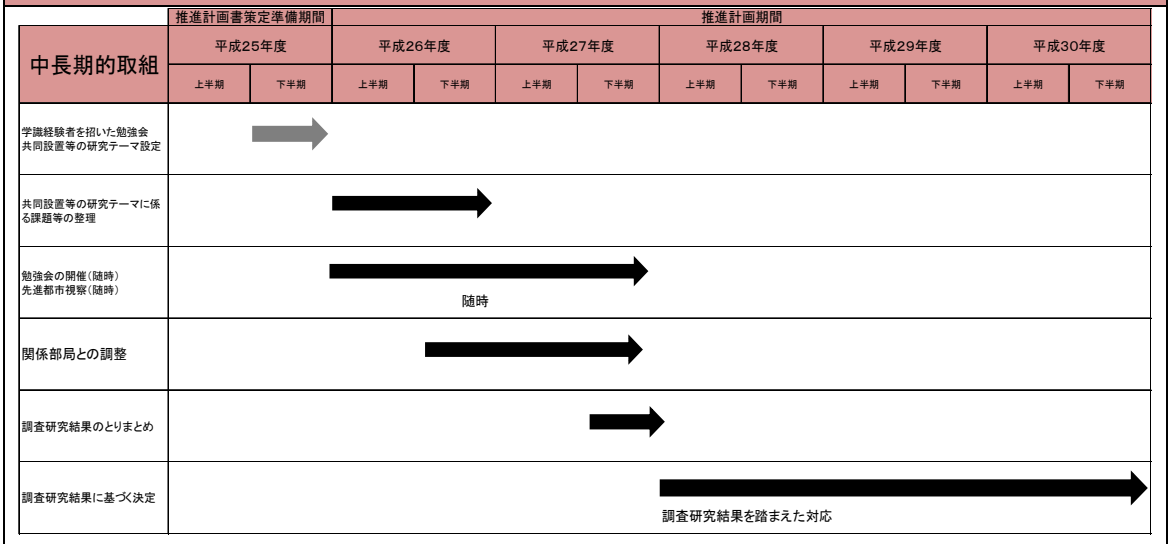

事務の効率化 広域連携制度を活用した連携	2-2 消防指令業務の共同運用の取組	
担当課 【茅ヶ崎市】 消防本部 企画部広域事業政策課 【寒川町】 消防本部 企画政策部企画政策課	概　要	1市1町の消防力の強化及び財政的な負担を軽減するため消防指令業務の共同運用に向けた取組として、平成25年4月1日に1市1町で「茅ヶ崎市・寒川町の消防指令業務の事務委託に関する協議書」に調印しました。 今後、消防救急無線デジタル化の実施設計や基地局・移動局の整備、指令システム整備を順次行い、その後の共同運用を目指します。
	目的・効果	消防庁次長通知（平成17年7月15日消防消第141号）にもあるように、消防指令業務を共同で運用することで消防指令施設を単独で設置した場合に比べ、消防力の効率的運用や費用面に節減効果がある等、住民サービスの向上や行財政上の効果について、多くの有効性が認められています。

スケジュール

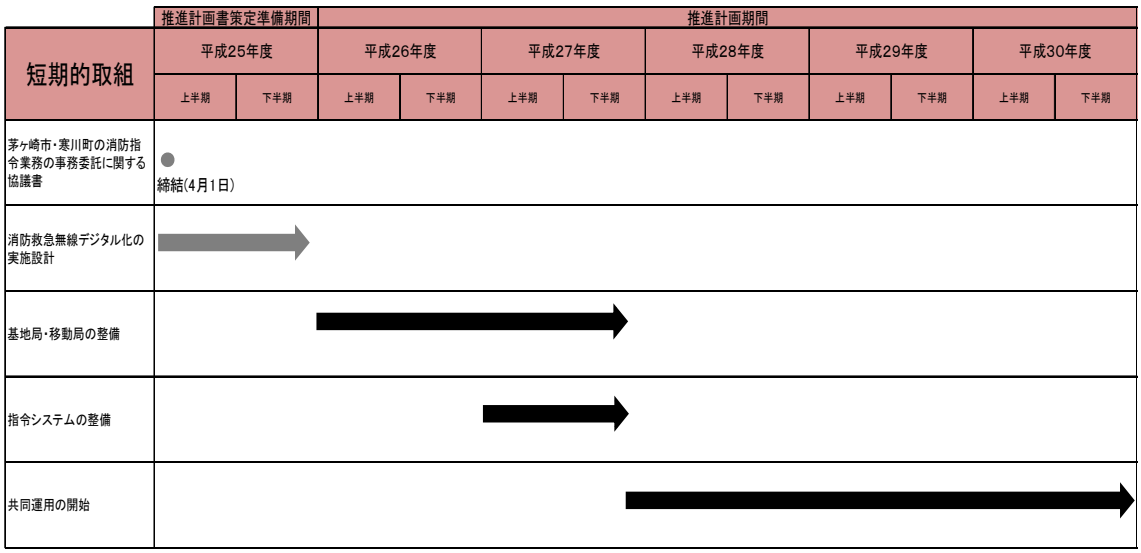

※本事務事業は、1市1町の企画部門・消防部門で組織する茅ヶ崎市・寒川町消防指令業務共同運用検討委員会において事業の進捗管理を行うとともに、茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議と適宜情報共有をしながら事業の着実な実施に向けて取り組みます。(P.30参照)

３　市町相互の組織強化

地方分権が進展し、基礎自治体への権限移譲や条例制定権の拡大等、基礎自治体の職員の担う事務の増加や専門化が進んでいます。これまでのような前例踏襲の発想では、様々な難題に直面した時に課題解決をしてくことは困難です。今後さらに職員一人ひとりの専門的知識や政策の企画力、公務員としての倫理観等、総合的な能力が求められます。また、一つの自治体の枠では解決できない広域的な課題への対応のためには、他の自治体との広域的な取組が求められてきています。こうした中で、地域的な結びつきの強い１市１町の行政職員がそれぞれの地域の実情を把握しつつ、円滑に広域連携の取組ができるような人材育成の仕組みが必要です。１市１町職員の総合的な能力向上や広域的な視野の養成、さらには１市１町の広域連携施策の推進を図るため、職員の人材育成に取り組むこととします。

教員の人事交流については、教員の人事権を持つ神奈川県教育委員会が定める現行の人事交流のガイドラインを基本として、さらに１市１町の枠組みでの人事交流を活性化させていきます。

市町相互の組織強化 －一般行政職員の人材育成に関する連携	3-1 職員の人事交流の実施	
担当課 【茅ヶ崎市】 総務部職員課 【寒川町】 総務部総務課	概　要	１市１町の職員を相互に派遣し、人事交流を行います。派遣期間は原則として２年としますが、協議の上変更することができるものとします。 一年度に複数の職員を派遣し、同数の職員を受け入れるものとします。人事交流を行う部署については、これまで１市１町で連携した取組を行っている部署や今後連携を充実強化していく部署とし、１市１町で協議の上、別途定めることとします。 人事交流にあたっては、神奈川県及び市町村職員交流システム要綱に基づき派遣し、派遣する職員の身分は、併任とします。費用負担等詳細については、１市１町で協議し協定を締結します。
	目的・効果	１市１町で相互に職員交流を行うことにより、相互理解・相互応援と協調関係のもとに連携して施策を促進することにより、１市１町の発展に寄与することを目的とします。

スケジュール

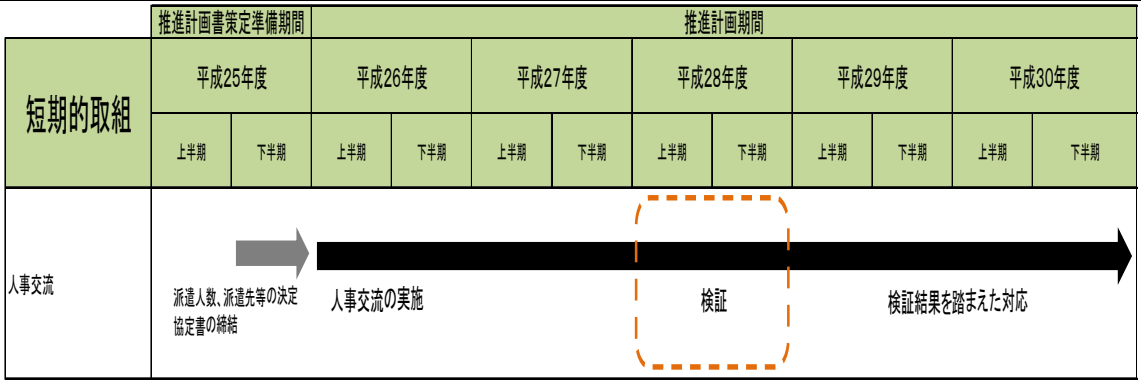

市町相互の組織強化 ー般行政職の人材育成に関する	3-2 職員合同研修の実施	
担当課 【茅ヶ崎市】 総務部職員課 【寒川町】 総務部総務課	概　要	１市１町の共通課題をテーマとし、職員が具体的な政策課題等について、２～３か月の一定の期間の中で３～４日の研修を合同で行います。対象職員は中堅職員（30～40 才職員）とし、講師は大学教授等に依頼します。
	目的・効果	研修を通じ、１市１町で現実に抱えている課題を取り上げ、課題を解決するプロセスや問題をとらえる力を養うことを目的とし、職員相互の交流を深め、広域的な視点や業務執行能力の向上を図ります。 また、公益財団法人神奈川県市町村振興協会研修センター「地域別研修助成金」を活用し、既存の研修を合同研修に振り替えることにより委託料等のコスト削減を図ります。

スケジュール

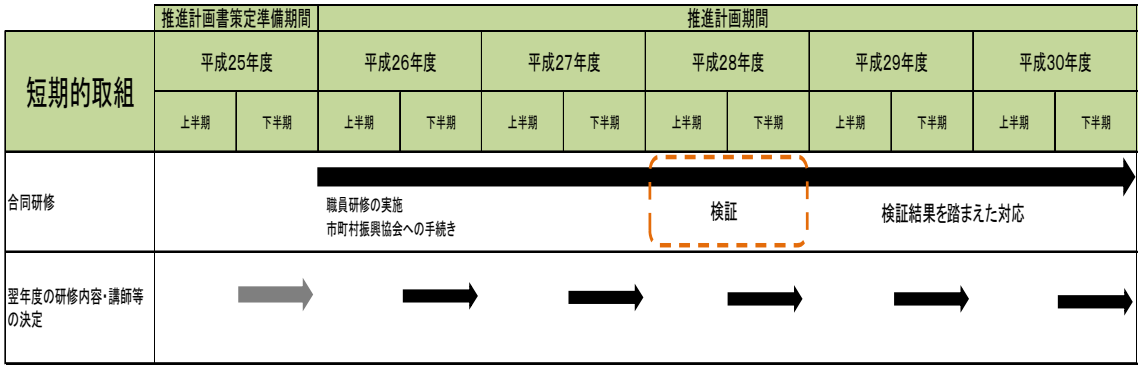

市町相互の組織強化 －一般行政職員の人材育成に関する連携	3-3 福利厚生事業の共同実施	
担当課 【茅ヶ崎市】 総務部職員課 【寒川町】 総務部総務課	概　要	現在、各互助会が独自で実施している福利厚生事業の中から、共同で実施可能な事業を選定し、１市１町の職員（互助会員）が共に参加できるような事業を実施します。職員交流の推進や斡旋事業の更なる拡大を視野にいれた上で事業を検討実施していきます。 １市１町で幹事市（町）を決め、隔年でお互いが主体となって事業を行います。 費用については、幹事市（町）でとりまとめを行い、参加人数などを考慮して按分し、各互助会が割合に応じて費用負担を行います。 具体的な事業について、今後１市１町で連携を取りながら職員アンケート等を実施したうえで内容を決定していきます。 事業実施に際しては、１市１町の互助会と調整を図りながら進めていきます。
	目的・効果	１市１町で現在独自実施している福利厚生事業のうち、合同で実施することが可能な事業について、合同実施をし、職員交流の推進及び福利厚生の充実を図ります。

スケジュール

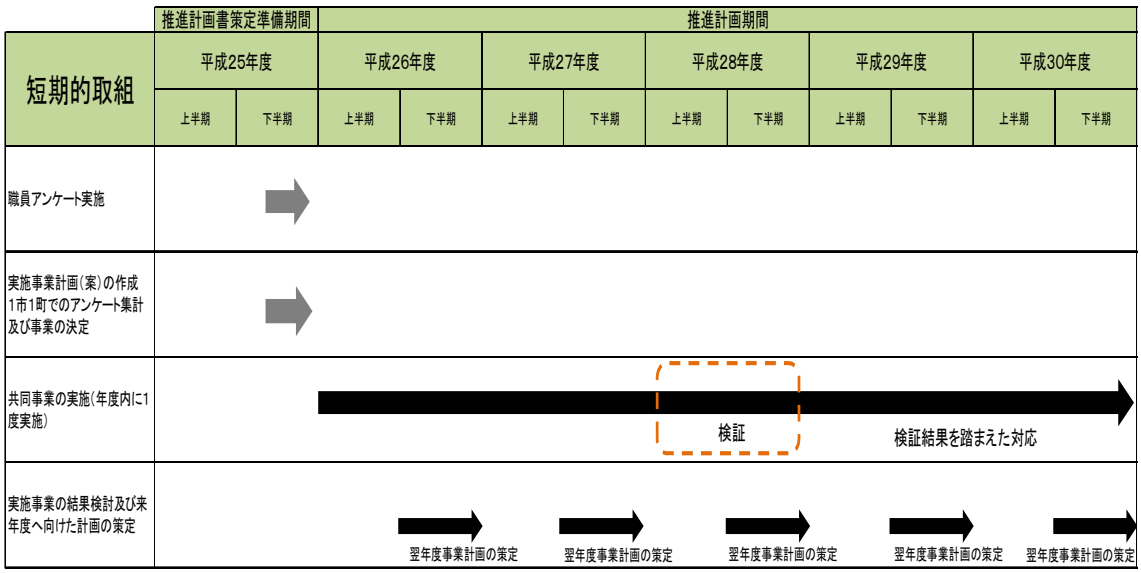

市町相互の組織強化 教育に関する連携	3-4 教職員の人事交流の実施	
担当課 【茅ヶ崎市】 教育総務部学務課 【寒川町】 教育委員会学校教育課	概　要	湘南三浦教育事務所管内※の人事交流がありますが、１市１町の枠組みでの人事交流を充実させます。なお、人事交流の対象者は、小学校、中学校の県費負担教職員とします。教師の年齢がアンバランスであるという課題があるということも視野に入れながら取り組んでいきます。１市１町の人事交流の取組に向けて、神奈川県教育委員会をはじめとした関係機関等と調整を図りながら、１市１町で覚書等を締結します。 ※湘南三浦教育事務所…鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町・寒川町（＊横須賀市は、給与課に係る業務に限る。）を所管する神奈川県教育委員会教育局の出先機関です。主に、管内の公立小・中学校教職員の人事、給与等についての指導助言等を業務としています。
	目的・効果	湘南三浦教育事務所管内ではこれまでも人事の交流が行われてきましたが、１市１町の人事交流を通じて、教職員が１市１町の特色ある教育を学び、取り入れることで、教育の質的向上を図ります。教職員の資質が向上することで、１市１町の児童・生徒の学力向上が図られます。

スケジュール

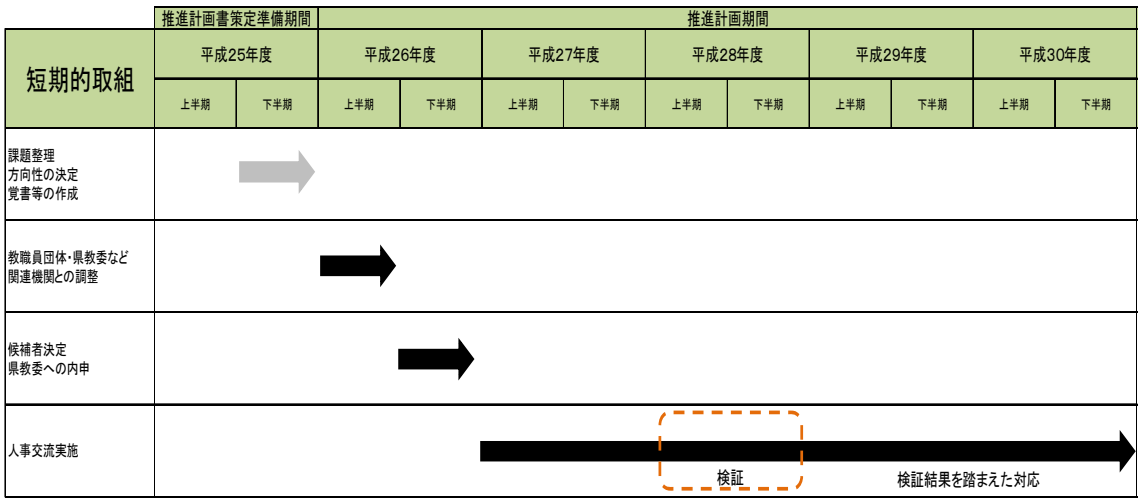

９　推進体制

本推進計画書の着実な取組の推進のため、１市１町の市町長、副市町長、企画担当部長で組織する茅ヶ崎市･寒川町広域連携検討会議（以下「検討会議」）、その下に広域連携担当課で組織する作業部会において事業の進行を管理します。

また、本検討会議設置以前から１市１町の広域連携の枠組みで設置している１市１町運営委員会等（既存の会議体）の体制はそのまま維持し、適宜、本検討会議と情報共有等連携しながら１市１町の全体的な広域連携の取組の推進を図っていきます。

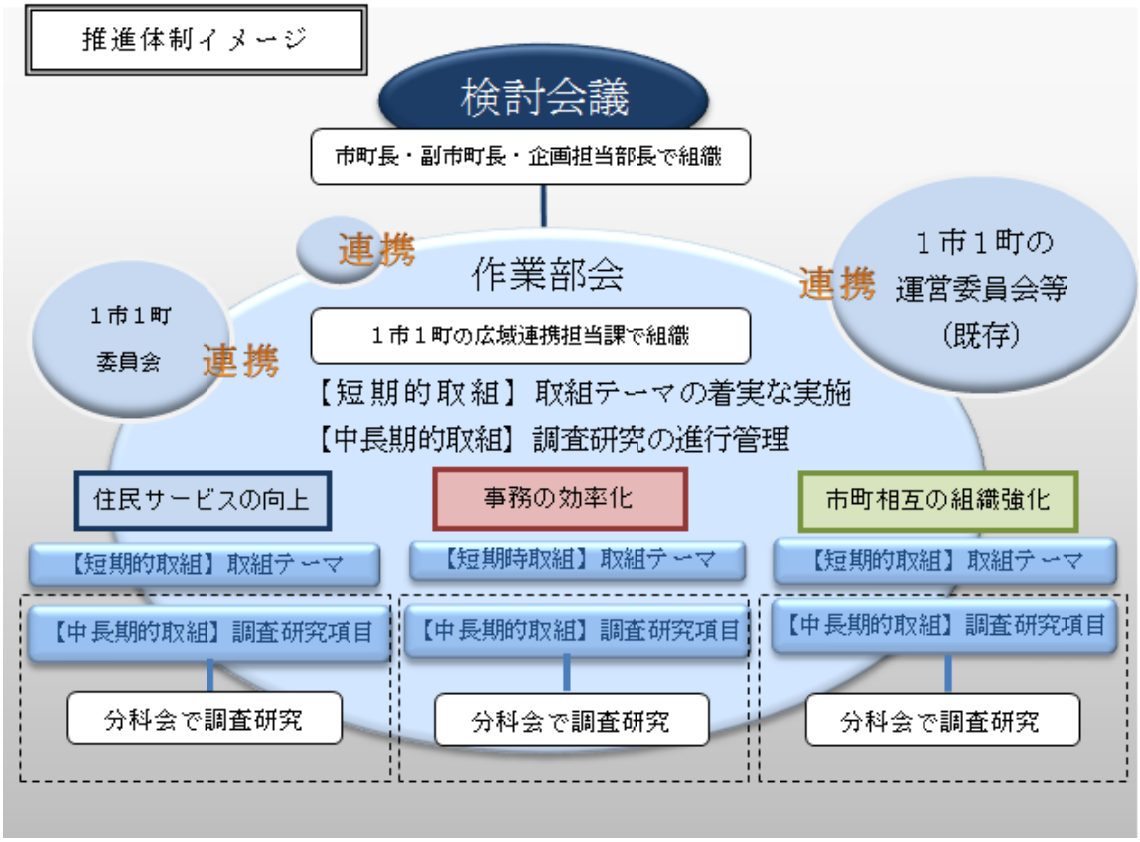

資料編

資料１　広域連携に関する「協定書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
（平成元年 12 月６日締結）
資料２　広域連携について（制度及び活用状況）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
（平成 23 年度版　神奈川県作成）
資料３　地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
（平成 24 年７月１日現在　総務省自治行政局市町村体制整備課調べ）
資料４　大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申（抜粋）・ 43
（平成 25 年６月 25 日　第 30 次地方制度調査会答申）
資料５　用語の説明・・・ 47

資料１　広域連携に関する「協定書」
（平成元年 12 月６日締結）

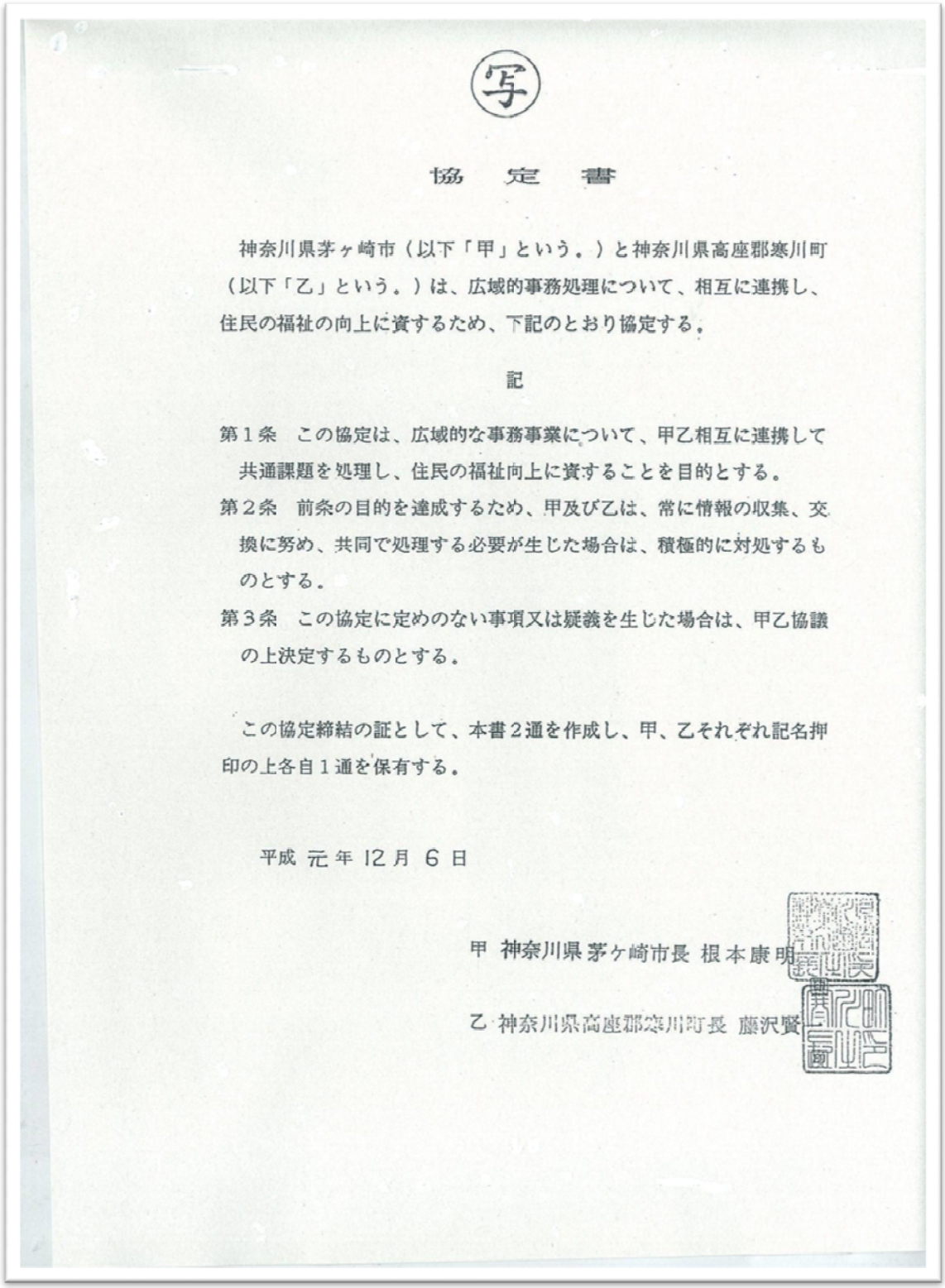

写

協　定　書

神奈川県茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と神奈川県高座郡寒川町（以下「乙」という。）は、広域的事務処理について、相互に連携し、住民の福祉の向上に資するため、下記のとおり協定する。

記

第１条　この協定は、広域的な事務事業について、甲乙相互に連携して共通課題を処理し、住民の福祉向上に資することを目的とする。

第２条　前条の目的を達成するため、甲及び乙は、常に情報の収集、交換に努め、共同で処理する必要が生じた場合は、積極的に対処するものとする。

第３条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各自１通を保有する。

平成 元 年 12 月 6 日

甲 神奈川県茅ヶ崎市長 根本康明

乙 神奈川県高座郡寒川町長 藤沢賢

資料２　広域連携について（制度及び活用状況）
（平成 23 年度版　神奈川県作成）

広域連携について

１　広域連携のための制度

地方自治法に規定されている制度は次のとおりである。

- 特別地方公共団体 ―― 地方公共団体の組合
  - 一部事務組合
  - 広域連合
- 協議会
- 機関等の共同設置
- 事務の委託

※　平成 23 年の法改正により、全部事務組合、役場事務組合、地方開発事業団は廃止された。

これらの制度は、事務の合理化、効率化に資する手段として広く活用されているが、全国でも県内でも、事務の委託と一部事務組合がそのほとんどを占めている。

	県内件数	県内割合	全国件数	全国割合
事務の委託	87	74.4%	5,264	69.6%
一部事務組合	24	20.5%	1,572	20.8%
機関等の共同設置	3	2.6%	395	5.2%
協議会	2	1.7%	216	2.9%
広域連合	1	0.9%	115	1.5%
合計	117	100.0%	7,562	100.0%

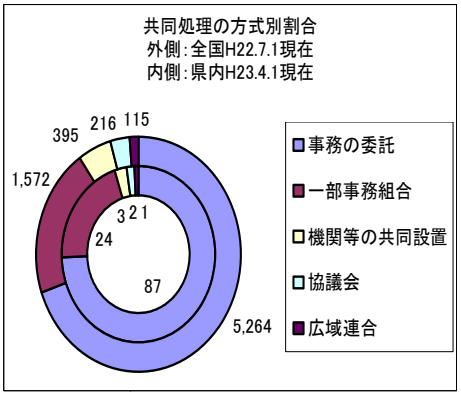

（出典：地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（総務省）、神奈川県市町村要覧）

２　広域連携のための制度の概要と活用分野

それぞれの制度の概要や活用状況などは次のとおりである。

（１）事務の委託

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体にゆだねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務の委託の成立により、事務の受託をした普通地方公共団体又はその機関が当該事務を処理することとなり、これは、委託をした普通地方公共団体が自ら当該事務を管理執行したのと同様の効果を生ずる。

事務の委託により、当該事務についての法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体又はその機関に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失う。

（特　徴）

○　法人格がなく、しくみが簡単

○　執行が受託側に一元化され責任の所在が明確

○　対象事務は、委託側の権能から除外

◆「事務を委託しようとする団体が制度の活用を躊躇する」といった指摘

（概念図）

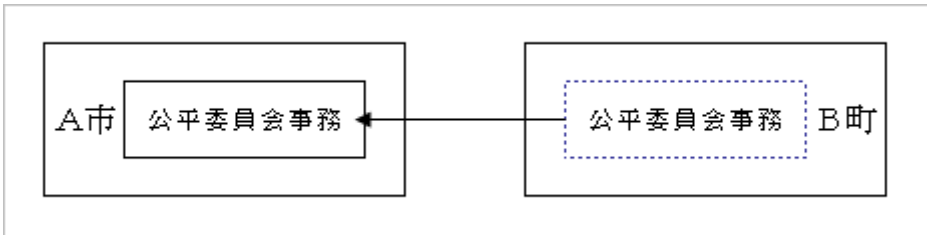

（活用状況）

	全国の活用状況	県内の活用状況
1	公平委員会　21.1%（1,111 件）	公平委員会、下水道使用料の徴収事務、住民票等の写しの交付　等（87 件）
2	住民票等の写しの交付　20.7%（1,089 件）	
3	競輪・競馬・競艇　16.2%（　853 件）	

（出典：地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（総務省）、神奈川県市町村要覧）

（２）一部事務組合

一部事務組合は、普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合が成立するとそれによって共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。

なお、原則として普通地方公共団体に関する規定が準用されることから、その事務にかかる条例、規則等は当該一部事務組合が制定する。

（特　徴）

○　法人格を有するため、財産の保有や職員の採用が可能

○　責任の所在が明確

○　複数の事務を共同処理することが可能

○　対象事務は、構成団体の権能から除外

◆　議会、監査委員が必置（しくみが複雑）

◆「機動的な意思決定ができない」、「住民から見えにくい存在である」等の課題

（概念図）

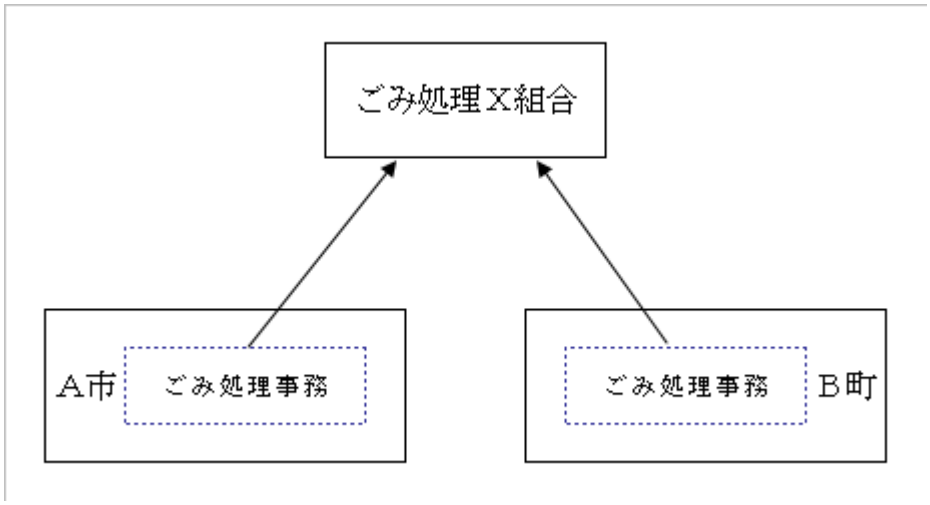

（活用状況）

	全国の活用状況	県内の活用状況
1	ごみ・し尿処理　20.0%（754 件）	共有林野の管理処分、ごみ・し尿処理、消防・救急　等（24 組合）
2	消防・救急　15.0%（566 件）	
3	火葬場　5.9%（223 件）	

（出典：地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（総務省）、神奈川県市町村要覧）

（３）機関等の共同設置

機関等の共同設置は、普通地方公共団体が協議により規約を定め、共同して、

- 議会事務局もしくはその内部組織（第 138 条第１項、第２項）
- 執行機関としての委員会もしくは委員（第 138 条の４第１項）
- 執行機関の附属機関（第 138 条の４第３項）
- 行政機関（第 156 条第１項）
- 長の内部組織（第 158 条第１項）
- 委員会もしくは委員の事務局もしくはその内部組織
- 議会、長、委員会もしくは委員の事務を補助する職員
- 専門委員（第 174 条第１項）

を置くものである。

共同設置された機関等は、共同設置した各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置する機関等が管理、執行したことの効果は、関係普通地方公共団体がしたことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。

（特　徴）

○　法人格がなく、しくみが簡単

○　対象機関等は構成団体の共通の機関等の性格を有し、構成団体に権能が残存

○　行為の結果は構成団体に帰属（責任の所在が明確）

◆　特定の部門を除き活用事例が少数

（概念図）

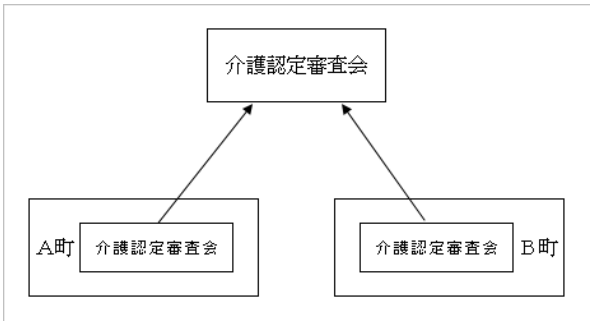

（活用状況）

	全国の活用状況		県内の活用状況
1	介護保険	33.4%（132 件）	障害程度区分認定審査（3 件）
2	公平委員会	28.4%（112 件）	
3	障害者福祉	26.8%（106 件）	

（出典：地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（総務省）、神奈川県市町村要覧）

※　なお、平成 21 年度に限り総務省に設置されていた「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」によれば、機関等の共同設置の活用が期待できる領域として、次のような部門が例示されている。

税務事務（特に滞納整理、資産評価）
監査
保健所
会計管理・出納
選挙管理
国土調査
土木（設計･積算）
消費生活センター
保健福祉
生活保護（福祉事務所）
特定行政庁（建築確認等）
情報公開・個人情報保護審査会等の不服審査会
職員研修
観光振興
配偶者暴力相談支援センター
都道府県からの移譲事務

※　「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」URL
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jimu_kyoudo/24165.html

（４）協議会

普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される協議会は、普通地方公共団体の共同の執務組織であり、法人格・協議会固有の財産（事務用品や消耗品等を除く）・職員を有さない。①管理執行協議会、②連絡調整協議会、③計画作成協議会の３種類がある。

①管理執行協議会が関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理執行は、それぞれ、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関がしたものとしての効力を有する。

つまり、関係普通地方公共団体の共通の執行機関たる性格を有し、協議会と普通地方公共団体との間には代理に準ずる効果が認められる。

②連絡調整協議会の行う連絡調整は、事務の総合的、統一的な処理を行うために、相互に情報や意見の交換を行い、共同の方針を求めるものである。それ自体としては何らの法律的効果を生ぜず、協議会の行った連絡調整の結果に基づいて、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が事務の管理執行をして初めて、外部的効果を生ずる。

③計画作成協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体又はその長その他の執行機関は、当該計画に基づいてその事務を処理し、またはその権限に属する事務を管理執行する。

（特　徴）

○　法人格がなく、しくみが簡単

◆　行為の結果は構成団体の連帯責任（責任の所在が不明確となりがち）

◆　事務局を担当する団体に大きな負担がかかる可能性

（概念図）

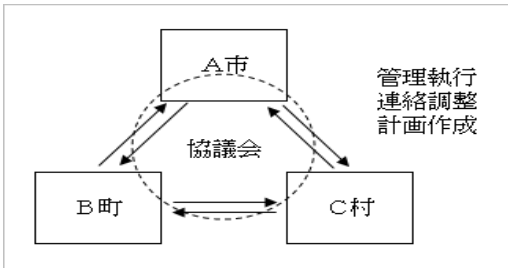

（活用状況）

	全国の活用状況		県内の活用状況
1	広域行政計画等	25.8%（65 件）	関東・中部・東北宝くじ協議会、湘南広域都市行政協議会（2 件）
2	社会教育	3.6%（ 9 件）	
	農業用水	3.6%（ 9 件）	
3	小学校	2.8%（ 7 件）	
	中学校	2.8%（ 7 件）	

（出典：地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（総務省）、神奈川県市町村要覧）

（５）広域連合

広域連合は、普通地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整を図り、および事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

従前の一部事務組合と比較し、国、都道府県等から直接に権限等の委任を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が成立すればそれによって共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。

なお、原則として普通地方公共団体に関する規定が準用されることから、その事務にかかる条例、規則等は当該広域連合が制定する。

（特　徴）

○　法人格を有するため、財産の保有や職員の採用が可能

○　責任の所在が明確

○　複数の事務を共同処理することが可能

○　対象事務は、構成団体の権能から除外

◆　議会、監査委員、選挙管理委員会が必置（しくみが複雑）

◆「機動的な意思決定ができない」、「住民から見えにくい存在である」等の課題

（概念図）

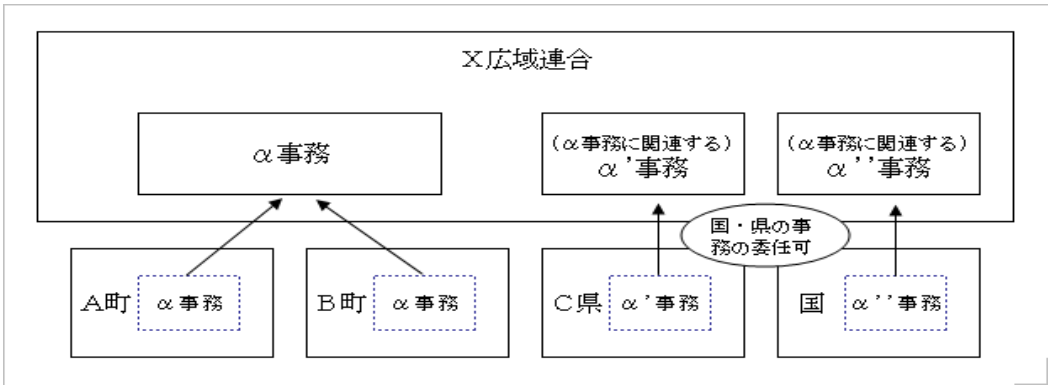

（活用状況）

	全国の活用状況		県内の活用状況
1	後期高齢者医療	9.5%（48 件）	後期高齢者医療（1 件）
2	介護保険	9.3%（47 件）	
3	ごみ・し尿処理	8.1%（41 件）	
4	障害者福祉	6.3%（32 件）	

（出典：地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（総務省）、神奈川県市町村要覧）

３　一部事務組合と広域連合の相違点

区分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	・特別地方公共団体	・同左
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 （複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ）	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの の受入れ体制を整備する
処理する事務	・構成団体に共通する事務 （複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない）	・広域にわたり処理することが適当である事務 ・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない
国等からの事務移譲等		・国又は都道府県は、その行政機関の長（都道府県についてはその執行機関）の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる ・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に（その他の広域連合は都道府県に）、国の行政機関の長の権限に属する事務の一部（その他の広域連合の場合は都道府県知事の事務の一部）を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる
構成団体との関係等		・構成団体に規約を変更するよう要請することができる ・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。なお広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない ・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる
設置の手続	・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける	・同左（ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議）
直接請求	・法律に特段の規定はない	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる
組織	・議会－管理者（執行機関） ・複合的一部事務組合にあっては、管理者に代えて理事会の設置が可能	・議会－長（執行機関）
議員等の選挙方法等	・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される	・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による（選挙管理委員会必置）

（出典：総務省資料）

資料３　地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（抜粋）

（平成 24 年７月１日現在　総務省自治行政局市町村体制整備課調べ）

第１表　共同処理別構成団体の状況

（設置数）

構成団体別 / 共同処理方式	都道府県相互間 A	2以上の都道府県にわたるもの 都道府県・市町村相互間 B	2以上の都道府県にわたるもの 市町村相互間 C	1都道府県内のもの 都道府県・市町村相互間 D	1都道府県内のもの 市町村相互間 E	都道府県・市町村相互間 B+D	市町村相互間 C+E	計 A+B+C+D+E	前回(H22)調査結果	増減 (H24)-(H22)
1 協議会	1	4	2	7	177	11	179	191	216	−25
2 機関等の共同設置	−	−	1	1	398	1	399	400	395	5
3 事務の委託	23	56	825	1,693	3,071	1,749	3,896	5,668	5,264	404
4 一部事務組合	2	−	16	37	1,491	37	1,507	1,546	1,572	−26
5 広域連合	−	1	−	5	109	6	109	115	115	−
6 地方開発事業団	−	−	−	1	−	1	−	1	1	−
計	26	61	844	1,744	5,246	1,805	6,090	7,921	7,563	358
構成比(%)	0.3%	0.8%	10.7%	22.0%	66.2%	22.8%	76.9%	100.0%	−	−

第２表　事務の種類別共同処理の状況（分野別）

（事務件数）

共同処理方法 / 事務の種類	1 協議会			2 機関等の共同設置			3 事務の委託			4 一部事務組合			5 広域連合			6 地方開発事業団			7 1～6の合計		
	22年度	24年度	増減	22年度	24年度	増減	22年度	24年度	増減	22年度	24年度	増減	22年度	24年度	増減	22年度	24年度	増減	22年度	24年度	増減
1 地域開発計画	72	38	-34	−	−	−	1	1	−	142	105	-37	32	23	-9	1	1	−	248	168	-80
2 第１次産業振興	12	14	2	−	−	−	111	141	30	174	175	1	4	5	1	−	−	−	301	335	34
3 第２次産業振興	−	1	1	−	2	2	2	1	−1	14	16	2	1	2	1	1	1	−	18	23	5
4 第３次産業振興	1	2	1	1	−	−1	10	5	−5	27	26	−1	9	10	1	−	−	−	48	43	−5
5 輸送施設	1	3	2	−	−	−	46	46	−	20	19	−1	5	6	1	−	−	−	72	74	2
6 国土保全	1	1	−	−	−	−	2	2	−	3	3	−	4	4	−	−	−	−	10	10	−
7 厚生福祉	16	21	5	250	259	9	259	336	77	691	699	8	248	246	-2	−	−	−	1,464	1,561	97
8 環境衛生	19	17	-2	1	3	2	547	621	74	1,302	1,306	4	73	76	3	−	−	−	1,942	2,023	81
9 教育	79	79	−	18	18	−	232	234	2	154	150	-4	14	13	-1	−	−	−	497	494	-3
１０ 住宅	−	1	1	−	3	3	−	9	9	5	5	−	−	−	−	−	−	−	5	18	13
１１ 都市計画	3	3	−	1	6	5	2	22	20	16	18	2	1	1	−	−	−	−	23	50	27
１２ 防災	10	35	25	−	−	−	348	357	9	839	846	7	57	58	1	−	−	−	1,254	1,296	42
１３ その他	38	40	2	124	125	1	3,704	3,893	189	392	423	31	57	71	14	−	−	−	4,315	4,552	237
総 計	252	255	3	395	416	21	5,264	5,668	404	3,779	3,791	12	505	515	10	2	2	−	10,197	10,647	450

（注）協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団の件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数に計上しているため重複がある。

第３－２表　主な事務の種類別共同処理の状況

※( )内:前回値(H22.7.1調査時点)

共同処理の方法 / 事務の種類	協議会	機関等の共同設置	事務の委託	一部事務組合	広域連合	計
広域行政計画等	31 (65)			85 (123)	16 (22)	132 (210)
農業用水	9 (9)		112 (75)	30 (30)		151 (114)
林道･林野	1 (1)		6 (6)	92 (91)	3 (3)	102 (101)
病院･診療所	2 (2)	1 (1)	12 (16)	110 (119)	4 (3)	129 (141)
児童福祉		4 (0)	52 (51)	29 (27)	3 (3)	88 (81)
介護保険	2 (1)	131 (132)	48 (56)	148 (146)	46 (47)	375 (382)
老人福祉	2 (1)	2 (0)	12 (13)	98 (109)	12 (12)	126 (135)
障害者福祉	5 (5)	108 (106)	48 (50)	84 (84)	32 (32)	277 (277)
後期高齢者医療			62 (0)		51 (48)	113 (48)
救急･土日医療	5 (5)		70 (52)	55 (46)	11 (11)	141 (114)
上水道	5 (5)		18 (22)	100 (102)	1 (1)	124 (130)
下水道	6 (6)		232 (209)	30 (32)	1 (1)	269 (248)
ごみ処理	3 (3)		146 (108)	398 (399)	25 (26)	572 (536)
し尿処理			88 (77)	352 (355)	16 (15)	456 (447)
火葬場	3 (3)		88 (71)	218 (223)	14 (14)	323 (311)
小学校	8 (7)		76 (72)	10 (11)	1 (1)	95 (91)
中学校	8 (7)		71 (68)	27 (28)	1 (1)	107 (104)
社会教育	10 (9)		9 (12)	32 (24)	4 (5)	55 (50)
消防	14 (2)		146 (148)	282 (284)	21 (20)	463 (454)
救急	10 (1)		140 (127)	282 (282)	21 (20)	453 (430)
職員研修	3 (3)		59 (61)	55 (55)	15 (13)	132 (132)
退職手当			147 (126)	49 (47)		196 (173)
公務災害		6 (6)	376 (385)	44 (44)		426 (435)
公平委員会		113 (112)	1,165 (1,111)	14 (8)	4 (5)	1,296 (1,236)
競輪･競馬･競艇	1 (1)		853 (853)	28 (29)		882 (883)
会館･共有財産等の維持･管理	2 (2)		19 (18)	76 (78)	5 (5)	102 (103)
住民票の写し等の交付			1,159 (1,089)	1 (0)	1 (0)	1,161 (1,089)

資料４　大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申（抜粋）
（平成 25 年６月 25 日　第 30 次地方制度調査会）

○広域連携について（抜粋）

第４ 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制
１ 「平成の合併」の経緯と現状

人口減少・少子高齢化の進行等に対応して、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められ、平成１１年以降、全国的に市町村合併が積極的に推進された。その効果については、少子高齢化や人口減少の歯止め、出生率の回復といった点は長期的に評価していく必要があるが、短期的には、職員配置の適正化等の行財政の効率化や、広域的なまちづくりの推進などの成果が現れているものと評価することができる。市町村合併によって組織が専門化したり、専門職員が増加したりすることによって体制が充実した市町村がある一方で、合併後も人口規模が小さな市町村においては、依然として専門職員が不足している場合があるなど、市町村合併の効果の発現には、一様でない面がある。市町村合併による行政区域の広域化に伴い、旧市町村地域の振興や公共施設等の統廃合の難航等の課題に加え、住民の立場からは、住民の声の行政への適切な反映などについて課題が生じている場合がある。このような課題の解決に向け、それぞれの合併市町村においては、コミュニティ活動等を行う団体への地域単位での支援、コミュニティバスの運行・エリアの拡大、地域のイベントや祭りの実施及び伝統文化の保存・継承への支援、支所機能の充実によるサービスの維持・向上等、様々な取組を実施している。合併市町村における支所や出張所、自治会などについては、コミュニティの維持管理や災害対応において重要な役割を果たしていると考えられる。しかしながら、地域によっては支所・出張所の適正配置の努力が必要なところもあり、地域の実情に応じた取組が進められるよう留意すべきである。「平成の合併」により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変わった面がある。市町村の安定した財政運営を可能にするとともに、地域の実情を踏まえ、住民自治を強化するためにも、支所機能を適切に活用する等の取組を継続的に進めることができるようにすることが必要である。このような観点から、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置を講じる必要がある。なお、小規模な市町村においても、住民が行政に積極的に参画することにより、持続可能な行政サービス提供体制を構築しようとする真摯な試みが見られることに留意すべきである。

２ 基礎自治体による事務の共同処理等の現状と課題

（１）市町村間の広域連携や都道府県による補完の必要性

人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制については、基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併や共同処理方式による市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要である。中でも、将来的に近隣市町村との共同処理を行うことが必要と考える市町村は多く存在し、市町村間の広域連携を一層進めていこうとするニーズは高い状況にある。市町村が基礎自治体としての役割を果たしていく上で、市町村間の広域連携は有効な選択肢であり、その積極的な活用を促すための方策を講じるべきである。さらに、自ら処理することが困難な事務について、将来的に都道府県が処理することが必要と考える市町村があり、都道府県の補完にも一定のニーズがある。都市機能が集積した都市から相当離れていること等の理由から、市町村間の広域連携によることが困難な場合には、都道府県による補完も重要な選択肢であり、これに資する方策を講じるべきである。

（２）現行の事務の共同処理制度の特徴

現行の地方自治法では、事務の共同処理の制度について、一部事務組合及び広域連合、協議会、機関等の共同設置並びに事務の委託の各方式が定められ、その効果が規定されている。全国の市町村においては、広域市町村圏施策が展開されて以降、現行の制度を活用して相当の成果が上げられている。しかしながら、現に事務の共同処理を行っている市町村から、事務の共同処理の各方式について、それぞれの制度の特徴により、例えば、一部事務組合や協議会については迅速な意思決定が困難ではないか、機関等の共同設置については中心的な役割を果たす市町村の負担が大きいのではないか、事務の委託については委託団体が受託団体から事務処理の状況等の情報を把握することが困難なのではないか等の指摘があることも事実である。

３ 具体的な方策

（１）新たな広域連携の制度の必要性

広域連携を一層進めていくため、現行の事務の共同処理の制度に加え、より弾力的な広域連携の制度を設けることとすべきである。人口減少・少子高齢社会においては、中心市と近隣市町村が相互に役割分担を行い連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする定住自立圏のような仕組みが重要である。現行の定住自立圏形成協定の仕組みにおいては、実際に事務

の共同処理を実施していくに当たって、その内容に応じて定住自立圏形成協定とは別に地方自治法上の事務の共同処理に係る規約を定めることが必要となる。市町村間の広域連携を一層促していくためには、現行の地方自治法に定める事務の共同処理の方式のほか、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきである。地方公共団体間における柔軟な連携の仕組みを制度化する場合、合意形成の手続、合意の実効性を確保するための調整方法、その他民法上の契約等では不十分と考えられる点をどのように補うかという観点から、検討することが必要である。広域連携の仕組みを活用しようとする市町村、とりわけ条件不利地域にある市町村において、近隣の市町村が連携を望まない場合や、対象事務について協議が調わない場合などに、どのように広域連携を進めていくかについても検討を進める必要がある。

（２）地方圏における市町村間の広域連携のあり方

三大都市圏以外の地方圏においては、地方中枢拠点都市を核に、産業振興、雇用確保、広域観光、高度救急医療、介護、障害者福祉、広域防災、人材育成等の分野において、都市機能の「集約とネットワーク化」を図っていくことが重要である。このような地方中枢拠点都市を核とする圏域以外で定住自立圏施策の対象となりうる地域においては、その取組を一層促進することが必要である。このような都市機能の「集約とネットワーク化」の取組を一層促進するためには、地方中枢拠点都市の担うべき役割を整理すべきである。その上で、圏域における役割に応じた適切な財政措置を講じる必要がある。

（３）三大都市圏の市町村

市町村合併があまり進捗しなかった三大都市圏の市町村においては、地方圏を上回る急速な高齢化が進行するとともに、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎える。三大都市圏には面積が小さな市町村が数多く存在しており、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりに支障が生じている。今後の市町村合併については、それぞれの市町村の自主的な選択を尊重することを前提とした上で、市町村の判断材料となるよう、市町村合併の成果や課題について、特に三大都市圏の市町村に対し、十分な情報提供が行われることが必要である。地方公共団体間での柔軟な連携の仕組みについては、三大都市圏の市町村間の広域連携を促していくことにも資するものとすることが必要である。その際、三大都市圏においても都市機能の「集約とネットワーク化」の考え方は有効である。しかしながら、三大都市圏においては、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が１未満の都市が圏域内に数多く存在するため、基礎自治体が提供すべき行政サービス等に

ついて、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切ではない。各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割分担の取組を促進するための方策を講じるべきである。

（４）市町村間の広域連携の促進に向けた留意点

今後、市町村間の広域連携を一層促していくに当たっては、連携するメリットを住民にわかりやすく示すことが必要である。特に、既に一定の規模・能力を備え、広域連携において中心的な役割を果たすべき都市（地方中枢拠点都市や定住自立圏施策における中心市）と近隣の市町村が連携を行う場合には、それぞれのメリットが示される必要がある。同時に、中心的な役割を果たすべき都市のリーダーシップのあり方や、市町村間の新たな広域連携の仕組みを踏まえた財政措置のあり方、さらには法的責任の所在や構成団体の住民に対する説明責任のあり方についても検討を進めるべきである。なお、市町村間における民法上の契約等、地方自治法に基づかない広域連携についても、実際に広く実施されていることから、このような手法を含めて、連携を促していくべきである。また、市町村が連携して民間部門等を活用する取組は、災害対応や監査、福祉などの分野において有効であり、特に民間部門等の専門的な人材の活用も有用である。市町村の技術系職員等の有する知識や技術を継承できるよう、専門的な人材を共同で確保することも考えられる。これらの広域連携の取組によって、それぞれの地域が、それぞれの有する都市的な機能の魅力、自然環境の魅力等を高め、人々が地域に誇りを持って住み続けようと思えるような地域づくりを推進する必要がある。さらに、三大都市圏の住民を地方圏に呼び込むなど、交流人口を増やす取組の必要性も高まっており、近隣の都市圏域を越えた遠方の市町村との連携・交流など、交流人口の増加という視点も重要である。

資料５　用語の説明

用　　語（掲載ページ）	説　　明
基礎自治体 （P.1.22.25.31.43.44.45）	基礎的な地方自治体を意味し、住民にとって最も身近な行政主体である市町村を指します。
一括法 （P.1）	平成 23 年及び平成 25 年に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第１次～第３次一括法）が公布されました。この一連の改革は、平成 12 年度の地方分権改革以来の大規模な改正となっており、条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲など地方公共団体の行財政運営にとって大変重要な内容となっています。
権限移譲・条例制定権の拡大 （P.1.6.25）	都道府県から市町村への権限移譲は、都道府県が担っている権限を市町村に移譲し、移譲先の市町村で事務処理を行うことができるようにすることです。また、条例制定権の拡大とは、これまで国が施設等の設置基準等を法令で一律に設定していました。しかし、これら基準の一部について地方公共団体が地域の実情に応じてその基準を条例で定めることが可能となることです。その意義としては、市町村への権限移譲や条例制定権が拡大することを通じて、地域での自己決定の度合いが高まり、地域住民の意向を反映した主体的な意思決定や地域の特色を活かした行政運営が可能となることです。住民にとってもより身近な市町村で手続きが可能となることや、市政・町政への参画の機会が増えるなどのメリットがあります。
神奈川県「市町村の広域連携の推進に向けた基本的な考え方」 （平成 23 年５月策定） （P.6）	神奈川県は「市町村の広域連携の推進に向けた基本的な考え方（平成 23 年５月策定）」の中で、「市町村がもつ権限（固有事務）や、大綱により制度的に移譲される権限、さらには条例による事務処理特例制度で任意で移譲される権限を執行するにあたって、単独の市町村で対応するよりも、複数の市町村が共同して取り組んだ方が効率的と判断される事務については、広域連携の手法により対応していくことが有効です。そこで県では、これまでの個別市町村への支援に加えて、広域連携の取組みを積極的に支援することとし、市町村の自主的な選択に応

	じた支援が可能となるよう制度を構築します。特に、財政的支援については、限られた財源の中で「選択と集中」の考えのもとで、広域連携に対する支援へと軸足を移してまいります。」との考え方を示しています。
消防指令業務の共同運用 （P.6.24）	消防指令業務は、消防組織法により各自治体がその施設を整備し運用することが原則とされていましたが、平成 17 年 7 月 15 日付消防庁次長通知「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」では、消防指令業務について、複数の消防本部による共同運用により消防力の強化やコスト面において有効であり、その推進に努める旨の通知がされています。
生涯学習 （P.11.12.13.14.15.16.17）	人々が生涯に行うあらゆる学習のことを指します。学校教育・社会教育・文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動・企業内教育・趣味など様々な場や機会で行う学習の意味で用いられます。
ツイッター・フォロアー （P.11.20）	ツイッター社により提供されている情報サービスで、140 文字以内の「ツイート」と称される短文を投稿することができます。アカウント登録を行うことでツイートが可能となるほか、希望するユーザーにフォローと呼ばれる指定を行うことで、自分のタイムラインにフォローしたユーザーのツイートを表示することができます。 これに対し、自分のアカウントをフォローしているユーザーをフォロアーと呼びます。閲覧のみであればインターネットに接続できる環境があれば誰でも可能です。
公益財団法人神奈川県市町村振興協会 （P.12.13.15.23.27）	神奈川県内の市町村の振興と健全な発展を図るため市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村の財政支援のための助成事業や貸付事業等市町村を支援する諸事業を行っている公益財団法人です。各都道府県に同様の団体が設置されています。 市町村に対する助成事業には、広域的事業を行う市町村や複数の市町村が共同で組織する団体が特定の政策的課題に基づき実施する取組を支援する「市町村広域行政助成金」や複数の市町村が職員の資質の向上を図ることを目的として、共同で行う研修事業を支援する「地域別研修助成金」などがあります。

生涯学習の人材登録制度、生涯学習推進委員 （P.13）	１市１町ではそれぞれ、地域の学習意欲のある方に対し知識や技能等を紹介する講師となってくれる方を登録する人材登録制度を実施しています。 また、生涯学習活動の支援及び推進に関し広く意見を取り入れるため、茅ヶ崎市では「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会」、寒川町では「生涯学習推進会議」を設置しています。それぞれの委員は住民、関係団体、学校関係者等により構成されています。
アカウント （P.20）	主にネットワークやコンピュータなどにログインするための固有の権利のことを指します。
第 30 次地方制度調査会 （P.22.23.31.43）	地方制度調査会とは、地方制度調査会設置法により設置されている内閣府の附属機関です。内閣総理大臣の諮問に応じて、地方制度に関する重要事項を調査審議し答申を行っています。委員は内閣総理大臣が任命する国会議員や地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者から 30 人以内で構成され、任期は２年となっています。昭和 27 年 12 月に第１次調査会が発足して以来、継続して設置されています。平成 23 年８月に設置された第 30 次地方制度調査会からは「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス体制に関する答申」（平成 25 年６月）が示されました。
出前講座 （P.23）	事業提供者（講座を行う側）が、受講者側の希望する施設等に出向き講座を行うものです。事業提供者は受講ニーズに応じて講座を開催することができます。受講者は身近な場所で希望する講座を受けることができます。
既存の会議体 （P.30）	茅ヶ崎市・寒川町の広域連携の枠組みで、主に次の会議や委員会等が設置され、当該事務事業に関する進捗管理を行っています。 ・火葬に関する事務…茅ヶ崎市斎場連絡会議 ・し 尿 処 理 …寒川町美化センター連絡会議 ・資源物処理 …茅ヶ崎市と寒川町との資源物処理に関する事務の事務委託に関する連絡会議 ・可燃ごみ処理…茅ヶ崎市と寒川町とのごみ処理に関する事務の事務委託に関する連絡会議 ・通信指令業務…茅ヶ崎市・寒川町消防指令業務共同運用検討委員会　等

普通地方公共団体、特別地方公共団体 （P.34.36.38.39.40）	普通地方公共団体、特別地方公共団体のいずれも地方自治法に規定されている公共団体です。普通地方公共団体は都道府県や市町村などの事を言います。また、特別地方公共団体は組織や事務及び機能などが特別の性格を持つ、特別区・地方公共団体の組合・財産区・地方開発事業団のことを言います。
広域市町村圏施策 （P.44）	日常生活の広域化に対応するため、国が広域的・総合的な市町村行政を推進するための施策をいいます。 ① 広域市町村圏施策(昭和 44 年度～) ② 新広域市町村圏域(昭和 54 年度～平成２年度) ③ 広域行政圏(平成３年度～平成 11 年度) ④ 広域行政計画策定要領(平成 12 年度～) この一連の施策を「広域市町村圏施策」と言います。
地方中枢拠点都市 （P.45.46）	少子高齢化や人口減少社会の到来に備え地域が生き残るため、(１)三大都市圏以外で人口 20 万人以上の都市(２)昼夜間人口比率１以上の都市を「地方中枢拠点都市」として周辺の基礎自治体と連携していく構想が、平成 25 年６月に第30次地方制度調査会がまとめた答申の中で示されました。総務省は現在の政令市、中核市、特例市のうち 61 市が地方中枢拠点都市の対象になると想定しています。
集約とネットワーク化 （P.45.46）	中心市に高度医療、福祉等の都市機能を集約し、周辺の市町村と生活圏域のネットワークを形成するなど相互に役割分担を行うことで、圏域全体として必要な生活機能を確保する考え方です。
昼夜間人口比率 （P.45）	対象となる地域に常住する人口とその地域に通勤・通学で流入する人口を加えた人口から、その地域から通勤・通学で流出する人口を引いた人口のことを「昼間人口」と言います。夜間に通勤・通学を行っている人も含まれますが、昼間の買い物客などは含まれません。昼間人口に対し、その地域に常住する人口のことを夜間人口と言います。昼夜間人口比率とは、夜間人口を 100 とした場合の昼間人口の割合のことを言います。都心部周辺の市町村では、都心部への通勤通学等により昼夜間人口比率が１未満となる傾向があります。

茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画書

平成26（2014）年3月発行

第１刷　250部作成

発行　茅ヶ崎市・寒川町

編集　茅ヶ崎市企画部広域事業政策課
〒253－8686
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話　0467－82－1111
FAX　0467－87－8118
公式 HP http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/

寒川町企画政策部企画政策課
〒253－0196
神奈川県高座郡寒川町宮山165
電話　0467－74－1111
FAX　0467－74－9141
公式 HP http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/